XIX. スイス連邦 (Swiss Confederation)

第1章	金金	融制度概要	. 2
1.	金融	機関の種類	. 2
(1	ι)	大銀行(big banks)	6
(2	2)	州立銀行(cantonal banks)	. 7
(3	3)	地域・貯蓄銀行(Regional banks and savings banks)	9
(4	4)	ライファイゼンバンク (Raiffeisen banks)	ιo
(5	5)	ポストフィナンス(PostFinance Ltd.)	ιo
2.	監督	官庁と指導体制	11
3.	スイ	スの金融制度の特徴	14
4.	預金	保険制度の枠組み	14
第2章	至 郵	『便貯金の概要	17
1.	設立	目的・沿革概要	17
2.	経営	形態	18
3.	金融	サービス提供の形態	19
(1	ι)	郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係	19
(2	2)	直営局、提携局における金融サービスの提供状況	19
(3	3)	スイスポストの経営状況	19
(2		店舗・ATM 設置戦略	-
(5		DX の推進	20
4.	預金	業務概要	21
5.	口座	維持手数料等の導入状況	22
6.	リス	ク性金融商品概要	23
7.	貸付	·業務概要	23
8.	金融	包摂への取組み2	23
9.		:•決済業務概要	_
		· ・ターネットバンキング	
		· :業務概要	
		i業務概要	-
		運用	-
_		取扱時間	_
		・、地域金融機関等との協業ビジネスの展開	
		諸表	
•		S グループ(UBS Group AG)	
(1		総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	
(2		預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	
(3		提供商品	
(2		子会社、関連会社への出資状況	-
(5		ESG 投資	
(5	ינ	200 (AR	,0

(6)	TCFD 提言への対応	30
2. ラ	テイファイゼン・グループ(Raiffeisen Group)	31
(1)	総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	31
(2)	預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	31
(3)	提供商品	32
(4)	子会社、関連会社への出資状況	32
(5)	ESG 投資	32
(6)	TCFD 提言への対応	33
3. ₹	ニューリッヒ州立銀行(Zürcher Kantonalbank)	33
(1)	総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア	33
(2)	預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	34
(3)	提供商品	35
(4)	子会社、関連会社への出資状況	35
(5)	ESG 投資	36
(6)	TCFD 提言への対応	36
第4章	最近の金融動向と今後の展望	37
1. 金	st融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向	37
(1)	フィンテックの動向	37
(2)	キャッシュレス化の状況	37
(3)	モバイル決済の動向	39
(4)	リテール決済に関する法規制の状況	40
(5)	リテール金融機関の顧客接点における DX	41
(6)	インターネット専業銀行	41
(7)	デジタル通貨導入に向けた動き	42
(8)	IT 人材の育成・活用状況	42
(9)	生成 AI の活用状況	43
2.	郵便局金融を含めた金融包摂	43
(1)	格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策	43
(2)	金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり	
(3)	提供される金融商品・サービス	44
(4)	政策評価と方向性	
3. ?	- の他	
(1)	顧客データを活用したビジネス動向	
(2)	高齢化対策	
<出剤	「資料一覧>	47

<略語集>

略語	原語(英語)	日本語訳
AMLA	Anti-Money Laundering Act	資金洗浄対策法
AMLO-FINMA	Anti-Money Laundering Ordinance	反資金洗浄規則
ARB	Accounting rules for banks	銀行会計規則
BA	Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act	スイス連邦銀行法
ВО	Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance	銀行規則
CHF	Confoederatio Helvetica Franc	スイスフラン
FDPIC	Federal Data Protection and Information Commissioner	連邦データ保護・情報委 員会
FINMA	Swiss Financial Market Supervisory Authority	連邦金融市場監督機構
FINMASA	Federal Act on the Swiss Financial Market Supervisory Authority	連邦金融市場監督機構法
Foreign Banks Ordinance, FBO-FINMA	Ordinance of the Swiss Financial Market Authority on Foreign Banks in Switzerland	スイスにおける外国銀行 に関する連邦金融市場監 督機構規則
NBA	Federal Act on the Swiss National Bank, National Bank Act	スイス国立銀行に係る連 邦法
nFADP	New Federal Act on Data Protection	改正連邦データ保護法
NBO	National Bank Ordinance	国立銀行規則
PA	Postal Services Act	郵便業務法
POA	Post Organisation Act	郵政組織法
SIB	systemically important bank	システム上重要な銀行
SNB	Swiss National Bank	スイス国立銀行(中央銀行)
TIS	Team Intensive Supervision	集中監督チーム
ZKB	Zürcher Kantonalbank	チューリ <mark>ッ</mark> ヒ州立銀行

為替レート: ユーロ。1 ドル=0.86 スイスフラン、1 スイスフラン=170.56 円(2024/1/31)

第1章 金融制度概要

スイスの銀行に対する主な根拠法は、「スイス連邦銀行法」(Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act, BA) 及び同法施行規則の「銀行規則」(Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO)である。

BO において銀行は「第三者から預金を公に集め、それを活用して不特定多数の個人 や企業等の資金調達に資する機関」と定められている。また、銀行が業務活動を行う にあたっては、BA に基づき、規制当局の連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA)から免許を取得する必要がある²。

BA は全てのスイス国内の銀行と多くの金融会社に適用される。 同法は、 顧客の口座 情報の不当な利用を行った職員に対する罰金や刑事罰等をも規定している。

金融機関の種類 1.

スイスの銀行制度は、全ての銀行が証券や保険を含むあらゆる金融サービスを提供 できるというユニバーサルバンキングのコンセプトに基づいており、業態別の制度や 規制はほとんどないが、実際には、独自の営業地域や提供商品といった各銀行のビジ ネスモデルの相違から、以下の8業態に分けられる。

- ①大銀行(big banks)
- ②州立銀行(cantonal banks)
- ③地域・貯蓄銀行(regional and savings banks)
- ④ライファイゼンバンク (Raiffeisen banks)
- ⑤プライベート・バンク (private bankers)
- ⑥外国銀行·外国銀行支店(foreign-controlled banks, branches of foreign banks)
- ⑦ストック・エクスチェンジ・バンク(stock exchange banks)
- ⑧その他の銀行3

なお本稿では、業態の分類として信用協同組合銀行に該当する「Raiffeisen banks」 を「ライファイゼンバンク」とし、同業態内の個々の銀行を指すときは「個別のライフ ァイゼンバンク」と表記する。また、ライファイゼンバンクが、スイス国内で 1 つの 「Raiffeisen Group」を構成しているところ、企業グループを指す場合は「ライファイ ゼン・グループ」とし、グループの中央機関「Raiffeisen Switzerland Cooperative」を 「ライファイゼン・スイス」と表記する。

銀行全体の中で、総資産の 43.1%は大銀行が占め、預金残高では州立銀行と大銀行 が合計 58.4%を占め、国内店舗数ではライファイゼンバンクが 30.9%を占める(図表 1) (2022年12月末)。

郵便貯金のポストフィナンス(PostFinance)は、国営企業のスイスポスト(Swiss Post) の一部門であったが、2013 年 6 月 26 日に、内閣による「2010 年郵政組織法

¹銀行規則第2条a,b。なお、本報告書におけるスイス国内法の条文は、特に断りのない場合 KPMG スイス (https://home.kpmg.com/ch/en/home.html) の発表する非公式の英訳に準拠する。

² 連邦銀行法第3条第1項。

^{3 2014} 年までは、銀行免許を持ち証券取引・資産管理を行う運用会社(Stock exchange banks)、その他の銀行機関 (Other banking institutions) を「その他の銀行」として同一グループに分類していたが、2015 年二つに分けられた。

(Post Organisation Act, POA)」の実施決定を受けて、スイスポスト(Swiss Post)の経営形態が、スイス連邦の所有する株式会社の「スイスポスト(Swiss Post Ltd.)」へ変更された。同時に、ポストフィナンスもスイスポストが所有する株式会社のポストフィナンス(PostFinance Ltd.)となり、連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA)から銀行免許を取得し、FINMAの規制対象となった45。

ポストフィナンスは銀行の分類上は「その他の銀行」の業態に含まれ、総資産で銀行全体の3.2%、預金残高で同4.4%を占める、(2022年12月末)。なお、2013年度からポストフィナンスのデータは、スイス国立銀行(Swiss National Bank, SNB)等の銀行統計に分類されるようになり、2016年5月スイス銀行協会に加盟が認められた。

-

⁴ 連邦金融市場監督機構 (FINMA) ウェブサイト、http://www.finma.ch

^{5 2013} 年 6 月 25 日付ポストフィナンスプレスリリース、"Swiss Post to become a public limited company, PostFinance Ltd granted a banking license" https://www.post.ch/en/about-us/media/press-releases/2013/swiss-post-to-become-a-public-limited-company-postfinance-ltd-granted-a-banking-licence#(閲覧日:2013 年 10 月 30 日)

図表1:スイスの銀行の業態分類(2022年12月末)

業態	総資産 (十億CHF)	預金残高 (十億CHF)	+8+1112+	#±.66	
(<mark>銀行本店数)(支国内店舗</mark> 数)	(下段構成比)	(下段構成比)	根拠法	特徴	
大銀行 Big Banks (4)(413)	1,552.1 43.1%	727.5 35.7%	連邦銀行法 銀行規則	投資銀行業務に注力する二大銀行グループ。全銀行の総資産の約半分を占めつつ、海外顧客資産も多い。資産管理、投資銀行業務を内外の法人と富裕層顧客のために国際的に展開している。UBSが2016年に、Credit Suisseが2016年に各々国内部門を分社化したことで本店数が4となった(ただUBS AGはチューリ	
州立銀行 Cantonal Banks	782.4	460.3	連邦銀行法銀行規則	州政府が資本と議決権の1/3以上を持つ。多くの銀行は州政府が設立(一部半官半民、株式会社形態が	
(24) (5 <mark>63</mark>)	21.7%	22.6%		ある)。殆どの銀行は全分野の業務を実施。特に貯蓄、住宅貸付に強み	
地域・貯蓄銀行 Regional banks and savings	120.3	82.4	連邦銀行法	特定地域に営業範囲を自主的に限定した小規模ユニバーサルバンク。事業の中心は貯蓄預金と住宅ローンである。大半の銀行はグループを結成し、バックオフィスやマーケティング媒体等を共同利用して事	
banks (59) (306)	3.3%	4.0%	銀行規則	業費を削減。一部は他の金融 グループ (クレディスイス等) に買収され、子会社として営業	
ライファイゼンバンク Raiffeisen banks	280.6	204.8	連邦銀行法銀行規則	国内各地域で預貸に特化した組合銀行が協同組合として組織化したグループ。 Raiffeisen Switzerland Cooperative が流動性供給、リスク管理、送金、決済等、加盟銀行の中央機関として機能	
(1) (804)	7.8%	10.1%	型以11万元只1	Cooperativeが加到に伝机、アハノ自注、企业、バガサ、加重戦日の千人版例として版化	
プライベート・バンク Private bankers	7.8	6.1	連邦銀行法	18世紀から存在する、スイス最古の金融業態の一つ。銀行法上の銀行でない場合は、中央銀行への報告や財務諸表の公開、準備預金を確保する義務はない。顧客のための資産運用に特化した株式会社のほ	
(5) (12)	0.2%	0.3%	銀行規則	か、有限責任組合(預金を集めなければ、銀行法上の銀行ではない)も含まれる	
外国銀行・外銀支店					
外国銀行 Foreign-controlled banks	274.6	175.9	連邦銀行法		
(61) (168)	7.6%	8.6%		個人顧客のための資産運用や資産管理を行う外資が支配する銀行。外国銀行の 支店は独立した組織ではなく、外国の本店の一部と見なされている	
外銀支店 Branches of foreign banks	83.2	16.8	外国銀行規則*		
(25) (29)	2.3%	0.8%			
Stock Exchange Banks (38)(115)	291.5	205.9	連邦銀行法 銀行規則	銀行免許を持ち証券取引・資産管理を行なう運用会社。2015年からその他の銀行から分けられた	
(30)(113)	8.1%	10.1%	型以下」が元月リ		
その他の銀行 Other banking institutions	206.7	155.6	連邦銀行法	上記の業態定義以外の銀行(運用会社及びその他の銀行機関)。法人向けの証券取引、証券化、投資信	
(18) (196)	5.7%	7.6%	銀行規則	託等に特化した機関や個人向けのローン・販売金融に特化したノンバンク等が含まれる	
【参考】その他の銀行 ポストフィナンス PostFinance	114.4	90.4		業態は、「その他の銀行」に含まれる。預金、送金や決済が主なサービス。融資業務が行えないため、	
(1) (90)	3.2%	4.4%	行規則	提携先を通じた住宅ローン商品を提供。国内26州 中、234州に店舗を展開している	
合計 銀行本店数235	3,599.3	2,035.3			
支 <mark>国内店舗数2,606</mark>	100.0%	100.0%			

(注)

(出所) スイス国立銀行, Annual banking statistics (2023-09-28 最終更新) 6、ポストフィナンス "Annual Report 2022"等をもとに作成"

銀行数は https://data.snb.ch/en/topics/banken/chart/bastrazbach、

店舗数は https://data.snb.ch/en/topics/banken/cube/bastdagsua、

^{*}外国銀行規則:「スイスにおける外国銀行に関する連邦金融市場監督機構規則」(Ordinance of the Swiss Financial Market Authority on Foreign Banks in Switzerland, Foreign Banks Ordinance, FBO-FINMA)

[・]ポストフィナンスを除く銀行の店舗には、支店のほか、出張所(representative offices)、登記上の事務所(registered offices)も含まれる

[・]ポストフィナンスを除く銀行の預金残高は "Amounts due in respect of customer deposits"の国内・海外の計数、ポストフィナンスの預金残高は、貸借対照表の "Amounts due in respect of customer deposits" (上記改訂銀行会計基準に準拠) の計数

⁶ https://data.snb.ch/en/publishingSet/BIDS(閲覧日:2023年12月8日)。

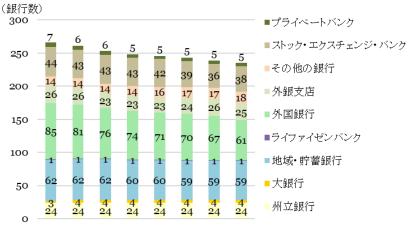
総資産は https://data.snb.ch/en/warehouse/BSTA/cube/BSTA@SNB.JAHR_K.BIL.AKT.TOT、

預金残高は https://data.snb.ch/en/warehouse/BSTA/cube/BSTA@SNB.JAHR_K.BIL.PAS.VKE、に基づく。

2022 年 12 月末の銀行総資産は 3 兆 5,993 億スイスフランで、前年から 2,698 億スイスフラン (7.0%) 減少した。業態別増減をみると、州立銀行(前年比 338 億スイスフラン増)、地域・貯蓄銀行(同 22 億スイスフラン増)等で資産が増加した一方で、大銀行(前年比 2,222 億スイスフラン減)、外国銀行支店(同 383 億スイスフラン減)、ストック・エクスチェンジ・バンク(同 214 億スイスフラン減)等で資産が減少した。

資産サイドでは国内住宅ローンが、前年から 441 億スイスフラン (3.8%) 増加し1 兆 2,140 億スイスフランとなった7。州立銀行が 221 億スイスフラン (5.1%)、ライファイゼンバンクが 73 億スイスフラン (3.7%)、大銀行が 52 億スイスフラン (1.6%)、地域・貯蓄銀行が 43 億スイスフラン (4.8%) 増加した。顧客ローンは前年から 428 億スイスフラン (6.6%) 減少した8。大銀行の 255 億スイスフランの減少の影響が大きい。一方負債サイドでは顧客預金が前年から 1,894 億スイスフラン (8.5%) 減少し 2兆 353 億スイスフランとなった。業態別には、州立銀行が 196 億スイスフラン (4.4%) 増となる一方、大銀行が 1,706 憶スイスフラン (19.0%) 減となった。

図表 2:銀行数の推移



2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 (12月末)

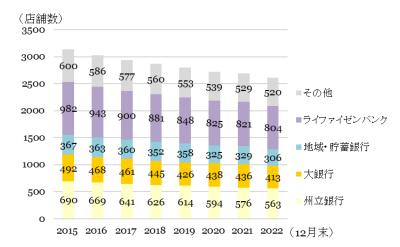
(出所) スイス国立銀行, Annual banking statistics (2023-09-28 最終更新) 9をもとに作成

⁷ 本段落内、国内住宅ローンについての記述は以下に基づく。

https://data.snb.ch/en/warehouse/BSTA/cube/BSTA@SNB.JAHR_K.BIL.AKT.HYP(閲覧日:2023年10月30日) 8 本段落内、顧客ローンの記述は以下に基づく。

https://data.snb.ch/en/warehouse/BSTA/cube/BSTA@SNB.JAHR_K.BIL.AKT.FKU(閲覧日:2023年10月30日) 9 https://data.snb.ch/en/topics/banken/chart/bastrazbbach

図表3:銀行店舗数 (スイス国内) の推移



(注) 店舗には支店のほか、出張所(representative offices)、登記上の事務所(registered offices)も含まれる。外国銀行・外銀支店、ストックエクスチェンジ・バンク、プライベートバンクはその他に含まれる。

(出所) スイス国立銀行, Annual banking statistics (2023-09-28 最終更新) 10をもとに作成

(1) 大銀行 (big banks)

2023 年 6 月の UBS グループによるクレディ・スイス・グループ買収(後述参照)まで、大銀行に該当するのは両グループで、UBS グループに属する UBS AG(チューリッヒ及びバーゼルの 2 拠点)及び UBS スイス(UBS Switzerland AG)並びにクレディ・スイス・グループに属する Credit Suisse AG 及び Credit Suisse (Switzerland) AGの 4 行であった。

UBS グループとクレディ・スイスのいずれも投資銀行業務を中心とした国際金融に強みがありながらも、近年はグローバルウェルスマネジメントに軸足を置き、50ヵ国以上に展開していた。また、ホームマーケットであるスイス国内のユニバーサルバンキングにも力を入れていた。2022 年 12 月末時点の UBS グループの総資産は、1兆1,044 億米ドル(1兆226 億スイスフラン¹¹)、クレディ・スイスグループの総資産は5,314 億スイスフランであった¹²。

UBS グループは、民間銀行や貯蓄銀行等、国内 300 以上の金融機関の吸収合併を経て形成された。その中核は 1862 年に設立された民間銀行のヴィンタートゥール銀行(Bank in Winterthur)で、同行が 1912 年にトッゲンブルガー銀行(Toggenburger Bank)と統合して設立されたスイスユニオン銀行(Union Bank of Switzerland)が現在の UBS の名称に引き継がれている。1998 年、バーゼルを本拠地として活動した大手銀行のスイス・バンク・コーポレーション(Swiss Bank Corporation)と合併し、UBS AG が成立した 13 。2014 年 12 月に持株会社の UBS グループ AG(UBS Group AG)を設置し、更に 2015 年に資本の健全性強化の観点から国内部門を担当する UBS スイスを分社化した。現在の UBS グループは、グループ持株会社の UBS Group AG、国際部門、投資銀行業務等を担当する UBS AG、スイス国内のリテール及びコーポレートバンキング、ウェルスマネジメント業務等を担当する UBS スイス及びその他のグループ

¹⁰ https://data.snb.ch/en/topics/banken/cube/bastdagsua

^{**}I UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.359 記載の 2022 年 12 月末時点の換算レート (1 スイスフラン=1.08 米ドル) に基づく。

¹² UBS Group AG, Credit Suisse Group AG 各々アニュアルレポート 2022

¹³ UBS "150 years of banking tradition" https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/about_us/history.html(閲覧日: 2023年10月31日)

子会社、関連会社から構成される。2023 年 3 月、クレディ・スイス・グループの経営破綻を回避するため、国(スイス連邦財務省、FINMA、スイス国立銀行)の要請を受けて同社の買収に応じることを発表し4、同 6 月に手続きを完了した15。

クレディ・スイスは 1856 年、国内鉄道路線拡大に対する資金需要を満たすため、政治家アルフレッド・エッシャー(Alfred Escher)を中心に産官共同で設立された銀行「Schweizerische Kreditanstalt」を前身とする。1870 年に初の海外拠点をニューヨークに開設した。1989 年に設立した持株会社の CS ホールディングス(CS Holdings)を1997 年にクレディ・スイス・グループと改称し、傘下にクレディ・スイス及び海外業務を担当するクレディ・スイス・ファースト・ボストン(Credit Suisse First Boston)を置いた。2005 年に「One Bank」戦略のもと両社を統合した16。2016 年 11 月 20 日には、スイス国内顧客向け Swiss Universal Bank の大部分と販売・貿易サービスを担当する STS Trading の一部を Credit Suisse (Switzerland) AG に譲渡し、分社化した17。

2021年に入り海外金融会社 2 社(米アルケゴス、英グリーンシル)の経営破綻で巨額損失を蒙ったことに加え、業績低迷も重なり 2021年 12 月期に赤字に転落(16 億5,000万スイスフランの赤字)¹⁸。2022年 12 月期は、顧客の預金流出に伴う収益悪化や投資銀行部門の不振により、更に赤字が拡大。前期赤字の 4 倍以上となる 72 億9,300万スイスフランの赤字を計上する決算を 2023年 2 月に公表¹⁹。2023年 3 月上旬まで経営再建計画を検討していたが、3 月中旬に米国におけるシリコンバレーバンク等の経営破綻の波及や同行に対する資本増強に係る筆頭株主による否定の報道に伴い株価が急落し、経営破綻危機が一気に高まった。SNBによる流動性支援公表²⁰にかかわらず経営不安は払拭できず、スイス当局の働きかけにより、UBS グループが同行を救済合併(買収)することとなり²¹、2023年 3 月 19 日に FINMA が当該合併を承認²²。2023年 6 月に UBS グループが同社グループの全株式を取得した²³。

(2) 州立銀行 (cantonal banks)

州立銀行は、州<mark>の経済発展と安定を目的として各州の州法に基づいて設立される</mark>銀行で、連邦銀行法(Swiss Federal Act on Banks and Savings Banks, Banking Act, BA)により、州が議決権の3分の1以上を保有することとされている²⁴。例えば、州立銀行最大手のチューリッヒ州立銀行(Zürcher Kantonalbank, ZKB)は1997年のチューリッヒ州立銀行法(Law on Zürcher Kantonalbank)を根拠法とする公法上の機関(publiclaw institution)である²⁵。

従前は、スイスの全 26 州26にそれぞれの州立銀行が本拠地を置いていたが、現在、

¹⁴ 2023 年 3 月 19 日付 UBS グループプレスリリース https://www.ubs.com/global/en/media/display-page-ndp/en-20230319-tree.html(閲覧日:2023 年 10 月 31 日)

^{15 2023} 年 6 月 12 日付 UBS グループプレスリリース https://www.ubs.com/global/en/media/display-page-ndp/en-20230612-ubs-credit-suisse-acquisition.html(閲覧日: 2023 年 10 月 31 日)

¹⁶ Credit Suisse "Our Company - History" https://www.credit-suisse.com/lu/en/about-us/our-company/history.html(閲覧日:2023年10月31日)

¹⁷ Credi Suisse Annual report 2016

¹⁸ https://jp.reuters.com/article/idUSKBN2KF0MP/(閲覧日:2023 年 12 月 13 日)

¹⁹ https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR090JJ0Z00C23A2000000/(閲覧日:2023年12月13日)

²⁰ https://www.bbc.com/japanese/64960802(閲覧日:2023年12月13日)

²¹ https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2023/fis/kiuchi/0320_2 (閲覧日:2023年12月13日)

²² https://www.finma.ch/en/news/2023/03/20230319-mm-cs-ubs/(閲覧日:2023年12月8日)

²³ SNB, "Financial Stability Report 2023", p.7

²⁴ 連邦銀行法第3条 a。

²⁵ ZKB "Annual Report for the 2017 financial year"

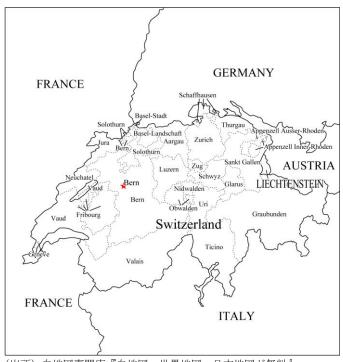
²⁶ 準州 6 を含む。

ソロトゥルン州(Solothurn)とアッペンツェル・アウサーローデン州(Appenzell Ausserrhoden)を除く 24 の州に 24 の銀行が本拠地を置いている(2022 年 12 月末) 27 。州立銀行の多くは自州に重点を置いて営業を行っているが、他州や国外に進出している例もある。現在は 26 州の全てにいずれかの州立銀行が店舗を構えている。

州立銀行は、全ての銀行業務を取り扱うことができるが、特に貯蓄と住宅ローンの 分野に強い。また、大手の州立銀行では、国内の顧客を対象とした資産運用が貯蓄や 住宅ローンと並んで重要な事業になっている。

全州立銀行の総資産は 7,824 億スイスフランである(図表 1)。各行の資産規模には大きな差があり、小規模の州立銀行は 40 億スイスフラン程度である一方、大手のチューリッヒ州立銀行 (ZKB) の総資産は 1,998 億スイスフランに上る(2022 年 12 月末) 28。

図表4:スイス連邦地図(26州)



(出所) 白地図専門店『白地図、世界地図、日本地図が無料』

州立銀行の団体として 1907 年に創設されたスイス州立銀行協会 (Association of Swiss Cantonal Banks) があり、州立銀行協会加盟銀行はお互いに公共債や輸出金融の引受シンジケート、顧客支援サービス提供のための IT システムの共同開発・利用等、多岐にわたる協力関係を築いている。

従前は州が州立銀行に保証を付していたが、1999 年 10 月の BA 改正を契機に、州政府の中には保証を取り止めるところも出てきている。具体的には、ベルン州立銀行 (Berner Kantonalbank AG) は 2012 年をもってベルン州の保証が無くなっている²⁹。 スイス州立銀行協会によれば、現在 24 行中、21 の州立銀行が州保証を受けている³⁰。

²⁷ https://data.snb.ch/en/warehouse/BSTA/cube/BSTA@SNB.JAHR U.STK.GST (閲覧日: 2023 年 11 月 2 日)

²⁸ Zürcher Kantonalbank, "Annual Report Financial Year 2022", p.131

²⁹ 州政府による完全な保証がない銀行として、他に Banque Cantonale Vaudoise Banque と Banque Cantonale de Genève が挙げられている。スイス国立銀行(SNB)"Notes – Banks"

https://data.snb.ch/en/topics/banken#!/doc/explanations_banken#definitions (閲覧日: 2023年11月2日)

³⁰ スイス州立銀行協会ウェブサイト https://vskb.ch/fr/banques-cantonales/portrait/engagement-regional-pour-

(3) 地域・貯蓄銀行(Regional banks and savings banks)

地域・貯蓄銀行は、ベルンに 1787 年に創設された最初の貯蓄銀行「Dienstenzinscassa」を起源として、19世紀初頭の工業化と貨幣経済の進展を背景に職工や労働者の貯蓄手段として発展した。当初は専ら都市部で活動し、設立地域も工業化の進んだベルン、チューリッヒ等が多かったが、1816 年から地方部、特にプロテスタントの多い地域に広がり始めた。当時の設立・運営主体は慈善団体や地方自治体が多く、営業地域は小規模なコミュニティ内に限られていた。

第二次大戦後は建設ブームにより住宅ローン事業に参入したが、1990 年代初頭の住宅バブル崩壊により、住宅ローン事業に注力していた地域・貯蓄銀行は大きな影響を受けた。1990 年から 95 年にかけてスイスの銀行数は 625 行から 413 行に激減したが、この減少分の多くが地域・貯蓄銀行であったとされる。これを契機として、1994 年に98 行の地域・貯蓄銀行によりバックオフィス業務支援等を行う地域銀行協会(RBA-Holding)が設立された31。現在では Valiant Bank 等いくつかの地域・貯蓄銀行が RBA-Holding の株式を保有している。 RBA-Holding はバックオフィス業務支援以外に、規制当局との交渉時に各行の意見を集約する役割も担っている。 2018 年 1 月より RBA-Holding から Entris Holding へと名称が変更された後、2018 年 5 月には新たにスイス地域銀行協会(Verband Schweizer Regionalbanken)が設立され32、大多数の地域・貯蓄銀行が参加している。

地域・貯蓄銀行は、小規模な州立銀行と同様にリテール銀行業務に注力している。 具体的には、預金者からの預金、投資により資金を集め、住宅ローン、企業向け貸付等 の融資を行っている。州立銀行との違いとして、州立銀行は州による株式保有比率が 高いこと、及び州立銀行は原則として本拠州外に事業展開できないのに対し、地域・ 貯蓄銀行は民間銀行で上場も可能であること、営業地域の規制がないことが挙げられ る33。

地域・貯蓄銀行数は 1990 年代以降も減少が続いて 2022 年 12 月末には 59 行となっており、銀行セクターにおける存在感は低下傾向にある。地域・貯蓄銀行の中で大手行と位置づけられるのは、総資産 357 億スイスフランの Valiant Bank AG である。同行の総資産は、地域・貯蓄銀行で総資産規模 2 位の Entris Banking AG や同 3 位の Baloise Bank AG の総資産を大きく上回るが34、全銀行の総資産合計に占めるシェアは 1%にも満たない(2022 年 12 月末)。

スイス地域銀行協会には 58 行が加盟している35。地域銀行協会は傘下の加盟銀行に対して各行の顧客預かり資産の分別管理、決済業務、IT サービス等のバックオフィス業務を提供する「Entris バンキング(Entris banking)」を組織し、協会加盟の多くの地域・貯蓄銀行が業務を委託している。加盟銀行の中での最大の資産を有するのがValiant Bank グループである。加盟数では Clientis 銀行グループが最大である。Clientis グループは、15 の Clientis 銀行を擁し、これらの銀行では、契約によるグループ

structures-bancaires-regionales (閲覧日: 2023年11月2日)

^{31 1971} 年に前身となる組織 "Verband Schweizer Regionalbanken" (Association of Swiss Regional Banks) が設立されていた。出所:スイス地域銀行協会ウェブサイト https://www.regionalbanken.ch/regionalbanken/(閲覧日: 2023 年 11 月 1 日)

³² スイス地域銀行協会ウェブサイト https://www.regionalbanken.ch/regionalbanken/(閲覧日:2023年11月1日)

^{33 2016} 年 11 月の Valiant Bank へのヒアリングに基づく。

³⁴ スイス地域銀行協会ウェブサイト https://www.regionalbanken.ch/fr/banques-regionales/(閲覧日: 2023 年 12 月 5 日)

³⁵ スイス地域銀行協会ウェブサイト https://www.regionalbanken.ch/fr/l-association/#banques-membres (閲覧日: 2023 年 11 月 1 日)

(contracutual group) を組成し、銀行間の相互の活動を調整している36。

(4) ライファイゼンバンク (Raiffeisen banks)

ライファイゼンバンク(Raiffeisen banks)は、信用協同組合(credit cooperatives)の形態をとる銀行である。個別の信用協同組合銀行が、ライファイゼン・グループを構成し、総資産は 2,806 億スイスフラン(2022 年 12 月末)と、業態別には第 4 位の銀行グループである。

国内に 220 の個別ライファイゼンバンク37があり、出資者である地域内の組合員 (200万1,499人) とそれ以外の顧客に対して 803 の支店等の拠点、10,612人の職員で金融サービスを提供している (2022年12月末)38。なお、融資を受けられるのは組合員のみである。ライファイゼン・グループの意思決定においては、組合員による一人一票制の総会 (general assembly) が重視される。

同グループの中央機関であるライファイゼン・スイスは、ライファイゼン・グループ全体の運営・戦略を担当し、グループ全体のリスク分散や流動性確保等の役割を担っている。この包括的な支援により、個別のライファイゼンバンクは、顧客に対する助言、銀行サービスの提供といったコアな業務に専念することが可能である。なお、ライファイゼン・スイスも2支店39、6の窓口40を有する。ライファイゼン・スイスの拠点におけるサービス内容は個別ライファイゼンバンクと変わらないが、都市部における会社設立等、規模の大きな案件を取り扱うことが多い41。同グループの銀行は国内業務に集中しているため、大銀行のように国際金融市場の影響を強く受けることはない。

(5) ポストフィナンス (PostFinance Ltd.)

ポストフィナンス(PostFinance Ltd.)は「その他の銀行」の業態に分類されるが、2022 年 12 月末の総資産は 1,144 億スイスフランと、国内シェア 3%の銀行に相当するリテール金融機関であり、同時に、スイス連邦政府の国有株式会社であるスイスポスト(Swiss Post Ltd.)が 100%保有する株式会社である42。

2013 年 6 月、内閣による 2010 年「郵便組織法」(Post Organisation Act, POA)の 実施決定を受けてスイスポスト(Swiss Post)が株式会社化され、同時にスイスポスト の一部門としてリテール金融業務を担当していたポストフィナンス(PostFinance)も 株式会社化された。あわせてポストフィナンスは銀行免許を取得し、連邦金融市場監 督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA)の監督下に入った。

³⁶ Clientis Group ウェブサイト https://www.clientis.ch/de/clientis-gruppe/finanzgruppe (2023 年 11 月 1 日閲覧)

³⁷ ライファイゼン・スイス, "Key figures, Interim financial statements as at 30 June 2023, Raiffeisen group", p.4

³⁸ 職員にはフルタイム社員と研修員が含まれる。フルタイム社員数は 9,901 人である(ライファイゼン・スイス, "Key figures, Interim financial statements as at 30 June 2023, Raiffeisen group", p.4)。

^{39 2022} 年末まではバーゼルとチューリッヒの 2 都市に支店を有していたが、両支店とも 2023 年初に独立し、現在の支店数はゼロである (Raifeissen Switzerland, "Annual Report 2022", p.5)。

⁴⁰ ライファイゼン・スイス, "Key figures, Interim financial statements as at 30 June 2023, Raiffeisen group", p.4

^{41 2016}年11月のライファイゼン・スイスへのヒアリングに基づく。

⁴² ポストフィナンス "Annual Report 2022", p.74

2. 監督官庁と指導体制

現在、スイスの銀行は連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA)によって規制を受ける。2007年6月に成立した「連邦金融市場監督機構法」(Federal Act on the Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMASA)に基づき、2009年1月にFINMAが設立され、前身の連邦銀行委員会(Swiss Federal Banking Commission)が実施していた銀行監督業務を継承した。

同時に、連邦民間保険局(Federal Office of Private Insurance)、マネーロンダリング取締機構(Anti-Money Laundering Control Authority)も FINMA に統合され、ここに銀行、保険会社、証券取引会社、投資信託会社等の金融仲介機関及びマネーロンダリング等を横断的に規制・監督する体制が構築された。FINMA は規制対象の金融機関へ免許の発出権限を有し、法律、命令等の遵守状況を監督する。また、組織的、機能的、財政的にも連邦政府から独立し、連邦議会に直接報告を行う。

銀行の商慣習のガイドラインは、スイス銀行協会 (The Swiss Bankers Association) が設定している。2015 年には、全 70 条のデューデリジェンス (正規取扱) に関する行動規範 (code of conduct) について、協会と個別銀行との間で協定が成立した43。

スイス国立銀行(Swiss National Bank, SNB)は、1907年に独立した中央銀行として設立され、金融、通貨政策を担っている。根拠法は「スイス国立銀行連邦法」(Federal Act on the Swiss National Bank, National Bank Act, NBA)及び「国立銀行規則」(National Bank Ordinance, NBO)である。SNB は株式会社形態を取り、州や州立銀行等の公的部門がSNBの株式の50.9%を保有している。主な株主は、①ベルン州(the Canton of Berne)が6.63%、②チューリッヒ州(the Canton of Zurich)が5.20%、③個人投資家のTheo Siegert(Düsseldorf)が5.01%、④ボー州(the Canton of Vaud)が3.40%、⑤ザンクト・ガレン州(the Canton of St Gallen)が3.00%となっている。第3位を除き、第5位までの株主は公的部門である(2022年12月末)44。

連邦憲法第 99 条により、SNB は国家のため金融、通貨政策を遂行すると規定されている。2004 年 5 月 1 日に改正された NBA に法的な根拠が規定され、連邦憲法による委任事項が詳細に記載されている。中央政府は、SNB の株式を所有せず政府保証もしないが、理事会の大半の理事を政府が指名する。また、資本構成の変更については政府の了承が必要となる。同行には準備預金制度があり、状況によっては銀行の不良債権購入も行うことになっている。

独占禁止規制については、スイス連邦政府の独立委員会として、市場競争委員会 (Competition Commission) が設置されている。金融機関の合併・買収に際しては、同委員会の許可が必要であり、市場での独占的地位が形成されないよう条件を提示する役割を担う。

スイスにおいても、他の先進国と同様に金融市場についての改革の必要性が指摘されることがあった。古くからユニバーサル・バンク制度が採用されてきたため、金融機関の業態の性質に応じた規制(業際規制)は取られておらず、その他の規制も他の先進国に比べて緩やかであったことなどから、政府の裁量の範囲においては制度改革の余地は僅かであった上、他国で見られるような改革の課題は比較的早期に達成していたといわれている45。

⁴³ Agreement on the Swiss banks' code of conduct with regard to the exercise of due diligence (CDB 16)

⁴⁴ スイス国立銀行(SNB), "Annual Report 2022, Business Report", p.145

⁴⁵ 財務省財務総合政策研究所「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書」、153 ページ、(2001年)。

近年では主に大規模金融機関に対する健全性規制に関して、改革が進められている。 2008 年の世界的な金融危機(リーマンショック)を踏まえて、スイス連邦政府は「大規模金融機関がもたらす国民経済リスクを制限するための専門委員会」(Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies)を設置していたが、2010 年 10 月、同委員会は「大規模金融機関がもたらす国民経済リスクを制限するための専門委員会最終報告書」(Final Report of the Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies)46を公表した。本報告書は、「システム上重要な銀行」(systemically important banks, SIBs)47への適切な対応策を提示するものである。

同報告書が挙げている対応策の第一は、自己資本に関する規制の強化である。これは、システムに関連する金融機関に対して従来よりも高い自己資本比率を要求するものであり、例えば、クレディ・スイスや UBS AG といった大規模金融機関に対しては19%というバーゼル III の基準よりも高い自己資本比率の保持義務が設定されている。

第二は、流動性に関する規制の強化である。これについても、クレディ・スイスと UBS AG を念頭に置いて策定されたものであり、従来よりも高い流動性を保持することが義務付けられている48。

第三は、リスク分散 (risk diversification) の義務を課したことである。これは、インターバンク債権についてのカウンターパーティのエクスポージャー集中の制限や業務運営リスク管理を強化するものとなっている。

第四は、組織(organisation)に関する措置である。これは、大規模金融機関に対して、破綻時に備えた組織の構成(システム上重要となる機能を継続できる構成)を義務付けている。

また、健全性規制の強化に関連して、規制当局に関する改革も見られる。2011 年、スイスでは金融機関の監督に関して新たな手法が導入され、監督をより効果的に行うことが可能となった49。2011 年 4 月 21 日に公表された「監督の有効性と効率性に関する報告書」(Report on Effectiveness and Efficiency in Supervision) 5° の中で、FINMAはこの新たな監督手法について詳細な説明をしている。システミックリスクに着目したアプローチの監督手法であり、各行を資産規模に応じて分類し、分類ごとに監督を行うものである。UBS AG やクレディ・スイスはいずれも第 1 分類に該当し、資産規模の大きさゆえリスクが最も高いと見なされる。第 1 分類の銀行の総資産は業界の総資産全体のおよそ半分を占めている。金融機関のリスク分類の概要は図表 5 の通りであり、純資産や管理資産、優先保護対象預金、必要資本の額の規模に応じて、5 段階に分類されることとされている。

12

⁴⁶ 大規模機関による国民経済リスクを制限するための専門委員会(Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies ("Too big to fail" commission of experts)), "Final Report of the Commission of Experts for Limiting the Economic Risks Posed by Large Companies", (2010 年 9 月 30 日)

⁴⁷ これは、一般に「システム上重要な金融機関 (Systemically Important Financial Institutions, SIFIs) 」と呼ばれる概念 に相当するものであり、金融機関のうち、金融危機等の有事に与え得る影響力が大きい、すなわち大きなシステミックリス クを有する機関を意味している。

⁴⁸ 流動性に関しては、リーマンショックに加えて COVID-19 のパンデミックによる経験も踏まえ、SIBs がより高い流動性 レベルを維持するための厳格な基準が 2022 年に導入されている。

https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases.msg-id-89132.html(閲覧日:2023年11月2日)

⁴⁹ 連邦金融市場監督機構 (FINMA) 「アニュアルレポート (2011年)」

⁵⁰ https://www.finma.ch/en/news/2011/05/mm-aufsichtsbericht-20110502 (閲覧日:2023年11月2日)

図表 5: スイス銀行のリスク分類基準と銀行数の分布

				Category		
※基準は3つ以上の基準に該当することが必要		1 著しく高いリスク	2 高いリスク	3 大きなリスク	4 平均的なリスク	5 低いリスク
【基準】						
総資産	(Total assets)	2,500億CHF以上	1,000億CHF以上	150億CHF以上	10億CHF以上	10億CHF以上
管理資産	(Assets under management)	1兆CHF "	5,000億CHF "	200億CHF "	20億CHF "	20億CHF "
優先保護対象預金	(Privileged deposits)	300億CHF "	200億CHF "	5億CHF "	ı億CHF "	ı億CHF "
必要資本	(Required equity capital)	200億CHF "	20億CHF "	2.5億CHF "	o.5億CHF "	o.5億CHF "
【20 <mark>22</mark> 年】						
銀行グループ数	(Number of institions)	2	3	29	63	157

(出所) 連邦金融市場監督機構

https://www.finma.ch/en/supervision/banks-and-securities-firms/categorisation/ (2023年11月2日閲覧)

2016 年 7 月より、グローバルにシステム上重要な銀行(globally systemically important banks, G-SIBs)に対して TBTF2 と呼ばれる規制が適用された。TBTF は「too big to fail」の頭字語で、巨大な銀行が一国の経済や金融システムに果たす役割や破綻時の影響の大きさから、経営上のリスクが高くても政府が「大きすぎてつぶせない」状態を指す。GDP の規模に比して巨大な大銀行を抱えるスイスでは、暗黙の政府保証が市場の歪みをもたらすとして、スイス政府は 2012 年に銀行の経営健全性やリスクに関する TBTF 規制を導入した。バーゼルIIIをはじめとする国際的な規制の潮流に適合するように制度を改めたものが TBTF2 規制である。TBTF2 規制では銀行を存続させることを前提とするシナリオ(going concern)と、銀行の清算時にシステム上重要な事業のみを継続させるシナリオ(gone concern)の両面から、破綻リスクに対処する資本の積み増し等が求められる。

TBTF2 規制の下でのクレディ・スイスの経営破綻を受け、SNB は、2023 年 6 月に発表した金融安定報告書において、自己資本規制の遵守だけでは銀行の信用力確保に不十分であったことや、預金流出の規模とペースが流動性規制の想定を上回ったこと等を教訓とすべきであると述べている。そして、TBTF2 規制に求められている定期的な見直しの一環として徹底的な分析を行い、その結果を 12 カ月以内に報告するとしている 51 。一方、スイス連邦議会は、 2023 年7月に、クレディ・スイスの経営破綻や救済の過程で FINMA や SNB が果たした役割について 12 ~ 15 カ月間の調査を実施する旨、発表している 52 。

なお、深刻な事態に対して迅速に対応できるよう、FINMAはより強力なチームを構築することが可能となっており、2011年7月に「集中監督チーム」(Team Intensive Supervision, TIS)と称される特別な組織が設立された。TISの目的は危機に対して迅速に対応し、対象となる金融機関が通常の監督に服する状態に戻すべきか否かを判断することにある。ある金融機関が通常でない状況となった場合、TISはその機関の状況を把握するために現場検証や関係者との直接対話を行い、適切なリスク対応戦略を立てる。もし、リスクに晒されている金融機関を通常の監督に服する状態に戻すことが困難であると判断された場合、TISは適切な執行手続を行う準備をする必要がある。更に、監査法人との協力体制の構築も実行に移された。スイスの制度においては、大手

⁵¹ SNB, "Financial Stability Report 2023", p.8

⁵² 谷口栄治、「バーゼル委員会と金融安定理事会が示す欧米銀破綻を受けた規制・監督上の論点」、日本総研『Research Focus』、2023 年 10 月 23 日

銀行グループの監督に充てられる人員のおよそ3分の2が監査法人のスタッフである。

3. スイスの金融制度の特徴

スイスの銀行制度は、全ての銀行が証券や保険を含むあらゆる金融サービスを提供 出来るというユニバーサルバンキングのコンセプトに基づいており、制度による業態 の規制はない。

スイスの銀行と政府の金融システムとの関係については、社会資本等の充実又は経済発展等を目的とする、いわゆる開発金融機関は存在しないため、日本の「財投」の仕組みはない。インフラプロジェクトなど公的な事業のファイナンスは、どの金融機関でも商業ベースで参加することができる。

スイスでは預金者のプライバシーが厳格に保護されてきた。預金者の個人データの保護は、連邦憲法の第一章「基本権」の第13条(私的領域の保護)で確立されており53、預金者の口座情報に関する銀行関係者の守秘義務はBA第十四章「不法行為責任及び罰則」の第47条に明記されている54。これらに違反した行員には、重い罰金や懲役刑が科されるため、スイスのプライベートバンキングサービスを利用すれば顧客資産に関する情報を国外の税当局には公開しないと考えて、多くの国外の富裕層顧客がスイスの銀行に口座を開設してきた。また、スイスの州立銀行の低率課税も魅力的であった。

しかし、大銀行の UBS AG が米国富裕層顧客の脱税に加担したことが明らかになると、連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA)も監視を強化せざるを得なくなり、スイスの銀行も顧客名を公開しない範囲での米国への納税代行や、脱税だけでなく顕著な租税回避が行われている場合にも、国外の税務調査への支援をするようになった。

2015 年 5 月には、EU 加盟 28 ヵ国とスイスの間で自動的情報交換(automatic exchange of information)の合意が成立した。この結果、2018 年からスイス税務当局は、EU 加盟国の居住者がスイスに持つ金融機関の口座情報をその口座名簿者が居住する国の当局に自動的に提供することになる。スイスの「秘密銀行口座」は外国人にとって過去のものとなりつつある。

4. 預金保険制度の枠組み55

スイスには、保険料を事前に集めて危機に備えて貯めておくという、厳密な意味での預金「保険」制度はないが、連邦銀行法(Swiss Federal Act on Banks and Savings

⁵³ スイス誓約者同盟の連邦憲法(Federal Constitution of the Swiss Confederation)の第一章「基本権」の第 13 条「私的領域の保護」において、「何人も、その私生活及び家族生活、その住居ならびにその信書、郵便及び電信の交換が尊重されることを請求することができる」(第 1 項)、「何人も、その個人的データが乱用から保護されるよう請求することができる」(第 2 項)と定めている。

⁵⁴ 連邦銀行法の第十四章「不法行為責任及び罰則」の第 47 条に、「何人であれ、銀行の役員、従業員、受任者、清算人若しくは理事の資格で、又は銀行業理事会の代表、認知された監査会社の役員若しくは従業員の資格で、委ねられた秘密又は知り得た秘密を漏らした者及び他人に職業上の守秘義務に違反するよう誘引した者は、3 年以下の禁錮により処罰されるものとする」(第 1 項)、「上記の行為が過失によるものである場合は、250,000 スイスフラン以下の罰金により処罰されるものとする」(第 2 項)、「職業上の守秘義務の違反は、役職若しくは雇用関係の終了後又は職務の実行の終了後であっても処罰されるものとする」(第 4 項)、「政府機関に対する証言及び情報提供の義務に関する連邦及び州の法令の規定が適用されるものとする」(第 5 項)と定めている。

⁵⁵ 本項の内容は、主としてスイス銀行・証券会社預金者保護協会 (esisuisse) "Annual Report 2015"に拠った。

Banks, Banking Act, BA) に預金者を保護する制度の定めがある。

BA 第 37a 条第 1 項、同 b 条により、銀行が倒産した場合、預金者一人当たり 10 万 スイスフランまでの銀行預金は、「強制執行及び破産に関する連邦法」(Swiss Federal Act on Debt Enforcement and Bankruptcy)に規定されるクラス 2 の優先債務(優先債務の弁済区分は 3 つに分かれており、弁済順位はクラス 1 から 3 の順である)に区分されており、他の債務に優先して預金者に支払われる預金(preferential deposits)である 56 。この種類の預金を行っていた預金者は、倒産銀行から即時の支払(immediate payments)を受けられる。 2023 年1月から施行されている改正 BA(第 37h 条)では、この「即時」について 7 営業日以内と明記した 57 。

もし倒産銀行に、この預金を支払う十分な資産がない場合又は当該行のスイス国内にある支店に預けられた預金が不足している場合は、「スイス銀行・証券会社預金者保護協会」(esisuisse:旧名 Swiss Banks' and Securities Dealers' Depositor Protection Association58)加盟の金融機関が、全体で不足分を支払う義務がある。加盟銀行が負担する金額は、保護対象となる預金の1.6%であり、60億スイスフランを下回らないものとする59。

連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA)に規制・監督され、スイスに支店を置いている外国銀行を含む、全ての預金取扱金融機関は esisuisse に加盟の義務がある。なお、ポストフィナンス(PostFinance Ltd.)の提供する普通預金口座、貯蓄預金口座、定期預金口座等については、BAの規定により 10万スイスフランまで保証されるが、郵政組織法(Post Organisation Act, POA)第 15条の規定により、同法の施行(2012年 10月)より 5年間は国家が 10万スイスフランまで保証することとされていた(但し、ポストフィナンス及びスイスポストの資産が不足する場合に限る)。

このような預金者保護の仕組みは、1984 年にスイス銀行協会の第 18 次総会で決定され、BA の改正に先駆けて自主規制的に開始された。この制度が最初にその役割を果たしたのは 1991 年 10 月の地域・貯蓄銀行の破綻時であった。この時は一預金・貯蓄口座当たり 500 スイスフランが支払われたが、それ以上の保証対象分60については法制度の不備により遅れが生じた反省から、破綻した銀行に対する強制執行や保証対象の拡大・明確化が行われた。

2001 年から **2003** 年にかけて BA や銀行規則(Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO)の改定が行われ、預金者保護が制度化された。**2005** 年 8 月、全ての銀行と証券ディーラーの署名によりスイス銀行・証券会社預金者保護協会(esisuisse)が発足した。同年 12 月、大銀行の UBS 救済を契機とした預金者保護強化法(Depositor Protection Reinforcement Act)が施行され、預金者 1 人当たりの保証上限額が 3 万スイスフランから 10 万スイスフランへ、加盟金融機関による esisuisse への積立上限額が 40 億スイスフランから 60 億スイスフランへそれぞれ引き上げられた。

⁵⁶ 連邦銀行法上は「privileged deposits」の語が用いられている。

⁵⁷ https://www.swissbanking.ch/en/news-and-positions/press-releases/insight-4-21-en-deposit-insurance-strengthened-further#(閲覧日:2023年11月2日)

⁵⁸ 協会名は 2014年 11 月より「Swiss Banks' and Securities Dealers' Depositor Protection Association、DPA)」から「esisuisse」に変更された。

⁵⁹ esisuisse, Business Report 2022 (https://www.esisuisse.ch/media/files/10NAZ5V5/20230606-Geschaeftsbericht_esisuisse-V100.pdf(閲覧日:2023年12月15日)), p.38

⁶⁰ 当時の支払上限額は預金者1人当たり3万スイスフランであった。

2008 年 10 月 29 日に、当時ジュネーブに拠点を置いていたアイスランドの Kaupthing Bank が破綻したことを契機に、esisuisse の全加盟機関に対し、「125%ルール」(125% rule)と呼ばれる規制が課せられた。これは加盟機関が、保証対象の預金額の 125%相当額について速やかに現金化できる資産をスイス国内に確保することを定めたものである。

世界金融危機を経て、事前積立式 (pre-fund) の預金保険制度の創設が議論され始めた。2009 年に連邦評議会 (Federal Council) は、10 年間で100 億スイスフランの預金保険基金を創設する草案を審議した。同草案は採用されなかったものの、2011 年からBAに、預金保険の緊急措置に関する内容が付け加えられた61。

なお、ライファイゼン・スイスは esisuisse に加盟しているものの、グループとして別に預金者保護制度 (reciprocal liability) を有している62。esisuisse には **2022** 年末時点で **285** の銀行と証券会社が加盟している63。

16

⁶¹ 出所では緊急措置の内容は詳らかにされていないが、esisuisse が要件を満たせない場合に連邦評議会による預金者保護制度への監督権限を認めた、連邦銀行法第37条h5が該当する条項であると推測される。

^{62 2016}年11月のライファイゼン・スイスへのヒアリングに基づく。

⁶³ esisuisse "Business report 2022", p.46

第2章 郵便貯金の概要

1. 設立目的·沿革概要64

1848年の連邦国家成立以前は、スイスの郵便制度は各州が管理していたが、1848年新憲法が制定され中央政府を持つ連邦国家が成立すると、郵便制度も1849年1月から連邦郵便(Federal Mail)として、全国的に統一された、より信頼性の高く廉価な郵便制度となった。1850年に郵便切手、1869年に世界で4番目となる郵便はがきを発行した。

1900年代初頭、現金需要の増大に対し、紙幣を発行・供給していた民間銀行、州立銀行は紙幣流通を管理できない状態に陥っていた。この状況に対応して、1906年に中央銀行(スイス国立銀行)の創設が決定された。同年、政府は、全国に4,000もの拠点を有する郵便局に現金を伴わない口座間資金移転(郵便小切手(postal cheque)及び振替業務(giro business))を担当させることとした。郵便小切手制度は簡易で利便性があることから、初年度の取扱高は4億5,000万スイスフランを上回った。

その後、スイスポストのポストフィナンス(PostFinance)は、1900年代を通じて国内外への送金・決済市場のリーダーシップを維持しつつ、クレジットカードの導入、オンラインバンキング・サービスの開始、生命保険の提供など、総合的な金融サービスを提供するようになった。例えば、1992年にスイスポスト初の金融サービスとして期間固定の預金商品(現在の medium-term note に相当)の取扱い及びクレジットカードの「ポストカード・ユーロカード」(Postcard Eurocard)の発行を開始した。1998年には、保険会社の Winterthur(現在の AXA)と提携し、スイスポストを通じて生命保険「Yellow life insurance」の取扱いを開始したほか、オンラインバンキング・サービス「Yellownet」を開始し、ポストフィナンスは利用者数で業界最大手となった。同年、「スイスの人々と経済に対し、質の高い、手ごろな郵便及び送金サービスを提供する」ことを目的に郵政改革が行われ、従来の連邦直轄下にあった郵便・通信事業体が、郵便・銀行・旅客輸送部門のスイスポスト(Swiss Post)と通信のスイスコム(Swisscom)に分割された65。

1999 年、安全で柔軟な預金手段として、預金口座 (deposito account) の取扱いを開始した。2000 年にはインターネット口座 (e-Deposito) 、2003 年に企業向け預金口座の提供が開始された。

2000 年代から他金融機関との提携などを積極化した。2003 年、大銀行の UBS と共同で住宅ローン「Yellow Mortgages」や年金商品「Yellow Pension Account 3a」の提供を始めた。2008 年からはドイツのミュンヘナー・ヒポテーケン銀行(Münchener Hypothekenbank eG)と提携し、住宅ローン商品を提供している。2009 年からは、UBS に代わって国内地域・貯蓄銀行最大手の Valiant Bank と、個人及び中小企業向け貸付業務のための協定を結び、協力関係に入った。ポストフィナンスはローン商品のマーケティングと販売のみを担当し、Valiant Bank は与信管理に加えて、クレジット・リスクも負担する。ポストフィナンスと Valiant Bank は首都ベルンに共同業務センター(joint processing center)を設立し、両社からスタッフを派遣している。

その他、ポストフィナンスは 2010 年からスマートフォン向けの無料アプリケーションを市場投入している。最寄りの ATM や支店、郵便局等の拠点の案内表示のほか、

⁶⁴ 本節の内容は、主としてスイスポストウェブサイト "Swiss Post's history Overview of the development of the Group"、ポストフィナンスウェブサイト "History"に拠った。

⁶⁵ 財務省財務総合政策研究所「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書 第6章 スイス」

株価をリアルタイムでチェック可能な機能、カメラでクレジットカードの情報をスキャンし、ネット決済可能な「Scan + Pay」といった機能を有する。

2011 年にポストフィナンスはスイスポストと共に「直接監督される金融仲介機関」のステータス(directly supervised financial intermediary status)を受け、「資金洗浄対策法」(Anti-Money Laundering Act, AMLA)の対象機関となった。その結果、ポストフィナンスはマネーロンダリング対策について連邦金融市場監督機構(Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA)の監督に服することになった。

2013 年 6 月、2010 年郵政組織法(Post Organisation Act, POA)の内閣による実施決定を受け、スイスポストは特別法に基づきスイス連邦が所有する株式会社(public limited company)となった。根拠法令は、POA 及び「郵便業務法」(Postal Services Act, PA)であるが、POA 第 3 条により金融業務については、支払業務(payment services)・預金の受入れ(accepting customers deposits)・口座関連業務(account services and other related services)・自己名義での投資(investments in its own name)・第三者を代理する金融業務と規定されており、直接住宅ローン等の貸付業務を行うことはできない。政府当局は、株式の一部放出と住宅ローン等の貸付業務の容認に向け、2020 年 6 月に法改正について審議手続きを開始したが66、2022 年 4 月に上院金融委員会において、スイスポストについてはユニバーサル郵便サービスの範囲や資金調達についての検討がより優先的な政策課題であるとして、民営化議論の中止が提案された67。

2. 経営形態

ポストフィナンス (PostFinance Ltd.) は、株式会社となったスイスポスト (Swiss Post Ltd.) の子会社として、2013 年 6 月 26 日から一般法に基づく株式会社となった。 株式資本は 20 億ユーロ、発行済株式数は 200 万株である⁶⁸。

現在の CEO は Hansruedi Köng 氏で、2003 年からポストフィナンスの取締役会メンバーを務め、2012 年に同社 CEO に就任した。以前のキャリアとしてバーゼル州立銀行(Basler Kantonalbank)等の銀行以外に、大手会計事務所のプライスウォーターハウスクーパース(Pricewaterhouse Coopers Ltd)での勤務経験を持つ69。ポストフィナンスの取締役会は7名で構成されており、この内の4名はスイスポストが占める。残りの3名については、独立したメンバーが就任することとなっている70。

スイスポストは、事業分野ごとに子会社を設立・保有する。具体的には、Post CH Ltd. (ロジスティクス・サービス)、Post CH Communication Ltd. (コミュニケーション・サービス)、Post CH Network Ltd. (郵便局や各種拠点の運営)、PostBus Ltd. (公共運送業務)、PostFinance Ltd. (リテール金融業務)の5社である(図表6) ⁷¹。

^{66 2020} 年 6 月 5 日付スイスポストプレスリリース https://www.post.ch/en/about-us/news/news/2020/partial-revision-of-the-postal-services-organization-act(閲覧日:2023 年 11 月 2 日)

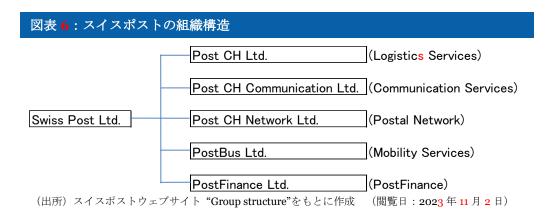
⁶⁷ https://www.parlament.ch/press-releases/Pages/mm-fk-s-2022-04-05.aspx?lang=1033 (閲覧日:2023年11月2日) 2023年9月、下院においてもスイスポストを含めた公営企業の民営化議論の活発化を促す旨の議員発言があり、具体的な議論の進展はない模様である (https://www.parlament.ch/en/ratsbetrieb/amtliches-bulletin/amtliches-bulletin-die-verhandlungen?SubjectId=61934)。

⁶⁸ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.8

⁶⁹ ポストフィナンスウェブサイト https://www.postfinance.ch/en/about-us/company/executive-board.html(閲覧日: 2023 年 11 月 2 日)

⁷⁰ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.8

⁷¹ スイスポストウェブサイト https://www.post.ch/en/about-us/profile/swiss-post-group-structure(閲覧日:2023 年 11



金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

スイスポストは、Postal Services Ordinance により、送金・決済業務を含め提供すべきユニバーサルサービスの範囲を定められている(「9. 送金・決済業務概要」参照)。ポストフィナンスは、親会社であるスイスポストから、支払い取引サービスについてユニバーサルサービス提供義務を果たす役割を委託されている72。

(2) 直営局、提携局における金融サービスの提供状況

スイスポストは、2022 年 12 月末時点で直営郵便局(self-operated branches)773 カ 所、提携郵便局(Branches with partners)1,254 カ所を有する73。ポストフィナンス(PostFinance Ltd.)が提供する各種金融サービスのうち、現金収納、預金預入・引出、住宅ローン等の基本的な金融サービスは、主に直営郵便局を通じて提供されている。その他、主に顧客へのコンサルティングサービスの提供を行うポストフィナンスの支店が 34 店舗、資産運用のアドバイザリーを行う同コンサルティングオフィス(consulting offices)が 56 カ所あり、これらの拠点でも金融サービスを提供している(2022 年 12 月末)74。

(3) スイスポストの経営状況

2022 年の営業収入 (operating income) は 69 億スイスフラン、営業利益 (operating profit) は 358 百万フラン、当期グループ利益 (group profit) は 295 百万スイスフランで、いずれも前年を下回った75。最大の事業部門は郵便配達事業等を行うロジスティクス部門 (2022 年の営業収入 42 億スイスフラン、営業利益 4 億スイスフラン)で、ポストフィナンスによる金融サービス部門(同 16 億スイスフランと 2 億スイスフラン)がそれに続く (2022 年 12 月末) 76。従業員数は、フルタイム換算で 34,072 人で、

月2日)

⁷² ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.11

⁷³ スイスポスト, "Financial Report 2022", p.8

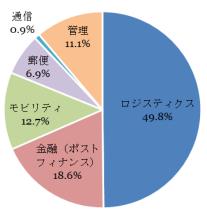
⁷⁴ スイスポスト, "Financial Report 2022", p.9

⁷⁵ スイスポスト, "Financial Report 2022", p.35

⁷⁶ いずれも連結調整前の数字(スイスポスト, "Financial Report 2022", p.47)。

うち 3,250 人がポストフィナンスに属する(2022 年 12 月末) 77。

図表 7:スイスポストの事業構造(2022 年)



注: 構成比は、連結調整前の事業収入合計に対するシェア。

出所:スイスポスト, "Financial Report 2022"

(4) 店舗·ATM 設置戦略

ポストフィナンスはスイス国内に 90 店舗を展開しており78、大部分の金融サービスは、スイスポストの直営郵便局等の拠点を通じて提供されている。ATM は 750 カ所に設置されている79。スイスポストは、サービス拠点として物理的なアクセスポイントの存在が引き続き重要であると考え、提携郵便局を増やすとともに、直営郵便局も 800 カ所ほどを維持する意向である80。

スイスポストの拠点展開については、Postal Services Ordinance がユニバーサルサービス提供の観点から基準を設けている。同 Ordinance は 2019 年の修正で、①拠点へのアクセスのしやすさは国レベルでなく州レベルで測ること、②都市部では、住民又は勤労者 15,000 人当たりに 1 カ所の拠点を確保すること、③郵便局ネットワーク整備の計画や調整につき、スイスポストと各州政府は定期的に対話すること、④決済業務の拠点へのアクセスのしやすさにつき、(これまでの 30 分以内から)郵便事業と同じく 20 分以内との条件にすること、等と定めている81。

(5) DX の推進

2022 年のポストフィナンスの年間利用者数 246.1 万人のうち、オンラインサービス「e-Finance」ユーザーは 193.9 万人で、全体の 8 割近くを占めた82。e-Finance サービスのウェブサイト(ポストフィナンスアプリ)では、資産管理(「Asset」)、送金(「Transfer」)、オンライン証券取引(「e-trading」)等のサービスが提供されている。資産管理では、普通預金、定期預金、信託口座、債券(medium-term note)、株

⁷⁷ スイスポスト, "Financial Report 2022", p.47

⁷⁸ https://places.post.ch/standortsuche?needId=140&lang=en(閲覧日:2023 年 11 月 6 日)(地図の上にある「Alle Standorte anzeigen」の項目から「PostFinance-Standorte」を選択して左の欄に表示された数字を採用。)

⁷⁹ https://places.post.ch/standortsuche?needId=140&lang=en(閲覧日:2023 年 12 月 11 日)(地図の上にある「Alle Standorte anzeigen」の項目から「Postomat」を選択して左の欄に表示された数字を採用。)

⁸⁰ スイスポスト, "Financial Report 2022", p.8

 $^{^{81}}$ https://www.post.ch/en/about-us/profile/swiss-post-and-politics/public-service-for-switzerland/postal-services-ordinance(閲覧日:2023年11月2日)

⁸² ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.28

式 (e-trading) 、退職口座 (retirement savings account 3a) の各資産の現状だけでな く、クレジットカードの利用状況、住宅ローンの残額等の状況も表示されている。ス イスでは、関連するすべての情報を QR コードでデジタル化した新たな決済方式 (QRbill) が導入され、2022 年 10 月から旧方式による決済ができなくなっているが、ポス トフィナンスアプリによるスキャン等の e-finance 上のサービスを通じ、QR-bill に基 づく支払いや請求に対応している83。

関連会社 TWINT Ltd のアプリ (TWINT) を用いたオンライン取引が利用件数を大 きく伸ばしているほか84、Swissquoteとの合弁で運営するYuhアプリを通じても、支 払い、貯蓄、各種投資、仮想通貨取引等、多様な金融サービスを提供している85。また ポストフィナンスは、スイスポストや Swisscom と協力してスイスの銀行で初めて電 子署名のための本人確認サービスを導入し、2023年内には完全にオンラインでのクレ ジットカード申請が行えるよう、子会社の SwissSign と共に取り組んでいる86。

預金業務概要 4.

2022 年末時点のポストフィナンス (PostFinance Ltd.) の口座数は、個人顧客口座 が 362.4 万、法人顧客口座が 29.4 万の計 391.8 万口座となっている87。

個人顧客に対しては、若年層を取り込むことを目的として、20歳までの顧客には2 万5千スイスフラン又は1万5千ユーロ以下の口座残高の金利を優遇している。また、 学生向け private account でも 2 万 5 千スイスフラン又は 1 万 5 千ユーロ以下の口座残 高について金利を優遇している。

ポストフィナンスの預金残高 (amounts due in respect of customer deposits) は 904 億スイスフランである(2022年12月末)88。

⁸³ https://www.postfinance.ch/en/private/products/payments/qrbill.html

https://www.postfinance.ch/en/business/products/invoices/qr-bill.html(閲覧日:2023年11月6日)

⁸⁴ ポストフィナンス, "Annual Report 2022"

⁸⁵ https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/yuh-app.html(閲覧日:2023年11月6日)、ポスト フィナンス, "Annual Report 2022", p.5

^{86 2023} 年 4 月 13 日付ポストフィナンスプレスリリース https://www.post.ch/en/about-us/media/pressreleases/2023/bankident-postfinance-postfinance-swiss-post-and-swisscom-simplify-process-for-qualified-electronicsigning-of-contracts (閲覧日:2023年11月2日)

⁸⁷ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.28

⁸⁸ ポストフィナンス "Annual Report 2022", p.42。

図表 8:預金金利の比較

		ポストフィナンス		UBS	
一般口座	金利	備考		金利	備考
Private account	0.00%			0.00%	
	-			-	
Saving account	0.80%	5万スイスフラン/8万ユーロ以下		0.75%	5万スイスフラン/ユーロ以下
	0.25%	5万スイスフラン/8万ユーロ超		0.30%	5万スイスフラン超
				0.15%	5万ユーロ超
E-saving account	0.01%	10万スイスフラン以下		-	
	-			-	
若年層口座	金利		7	金利	備考
Private account	0.25%	2.5万スイスフラン/1.5万ユーロ以下	╁	0.10%	10万スイスフラン以下
	0.00%	2.5万スイスフラン/1.5万ユーロ超		0.00%	10万スイスフラン超
Saving account	1.10%	2.5万スイスフラン/1.5万ユーロ以下	11	1.00%	5万スイスフラン以下
	0.80%	2.5万スイスフラン/1.5万ユーロ超、 5万スイスフラン/8万ユーロ以下		0.30%	5万スイスフラン超
	0.25%	5万スイスフラン/8万ユーロ超			
E-saving account	0.50%	2.5万スイスフラン以下		-	
	-			-	
学生(18歳以上30歳未満)	金利		7 [金利	備考
Private account	0.25%	2.5万スイスフラン/1.5万ユーロ以下	11	0.10%	10万スイスフラン以下
	0.00%	2.5万スイスフラン/1.5万ユーロ超		0.00%	10万スイスフラン超
Saving account	-			-	
	_			-	
E-saving account	-			-	
	_			-	

(出所) ポストフィナンス、UBS Switzerland AG ウェブサイト 89 をもとに作成(2023年 11 月 14 日閲覧)なお、貸越利率はポストフィナンスが $^{9.5}$ %、UBS が $^{12.0}$ %である。

5. 口座維持手数料等の導入状況

ポストフィナンスの支払い口座と普通預金口座は、口座利用に伴う様々なサービスをまとめた 2 種類のパッケージで管理されている%。個人資産残高が 25,000 スイスフラン以下の口座についての口座維持手数料は、一つのパッケージ(Smart) は毎月 5 スイスフラン、もう一つのパッケージ(SmartPlus)は同 12 スイスフランの設定となっている。残高が上記を超える場合や、生命保険や住宅ローン利用者口座については、口座維持手数料は、Smart パッケージが無料、SmartPlus パッケージが毎月 7 スイスフランとなっている%。

 $^{^{89}}$ https://www.postfinance.ch/en/private/products/interest-rates.html#/、https://www.ubs.com/ch/en/private/interest-rates.html

⁹⁰ https://www.postfinance.ch/en/private/products/accounts.html(閲覧日:2023年11月2日)

⁹¹ https://www.postfinance.ch/content/dam/pfch/doc/460_479/475_15_en.pdf

6. リスク性金融商品概要

オンライン上の資産運用サービス (e-asset management) により、ポストフィナンスの専門家の助言による投資信託サービスを提供している92。顧客自らが運用する場合にも、ポストフィナンスが提供するファンドや他企業のファンドへの投資につき、取引や口座管理等のサービスを提供している93。

7. 貸付業務概要

「郵便組織法」によってポストフィナンスは自社で企業向けローンや住宅ローンを 実行できないこととなっている。そのため、企業向けローンについては、協力関係に あるクラウドレンディング会社 LEND のプラットフォームを通じて中小企業向け融資 を行う形を取っている94。住宅ローンについては、同様に協力関係にある Valiant Bank AG、Münchner Hypothekenbank eG、CredEx AG の商品を提供する形を取っている95。

個人向けローンは、 $18\sim64$ 歳でスイスに居住し、スイスの銀行に口座を持つ等の要件を満たす人に対して提供され%、2022年末時点の残高は 115億スイスフランとなっている%。

8. 金融包摂への取組み

ポストフィナンスは、支払い取引におけるユニバーサルサービスの提供について、親会社であるスイスポストと定期的な連絡体制を構築している。FINMA、連邦通信庁(Federal Office of Communications, OFCOM)及び SNB に対しても、それぞれの所管範囲の業務内容につき、所定の方法に基づいて定期的に報告している。個人や事業者の顧客向けには、お金や投資に関わる最近のトピックスについてブログ等の媒体を通じて調査や情報提供を行い、各種のソーシャルネットワークサービス上で対話の形成にも積極的に関わっている98。

9. 送金·決済業務概要

ユニバーサル・サービスとして、Postal Services Ordinance で定められている送金・ 決済サービスには、①郵便口座間送金(自身や他人の郵便口座への送金)、②現金送金 (郵便口座や銀行口座を持たない人への郵便配達人による現金送金)、③郵便口座・ 銀行口座間送金(支払指図書による送金)、④現金送金指図(現金持込み、現金による 送金)、⑤郵便小切手(郵便口座保有者への郵便による送金)がある。

この基本サービスに加えて、顧客特性に合わせた様々な種類のクレジットカード(富

⁹² https://www.postfinance.ch/en/private/products/investing/e-asset-management.html (閲覧日:2023年11月6日)

⁹³ https://www.postfinance.ch/en/private/products/investing/investing-independently.html(閲覧日:2023年11月6日)

⁹⁴ https://www.postfinance.ch/en/business/products/liquidity/manage-liquidity/lend-loan.html(閲覧日:2023 年 11 月 6日)

⁹⁵ https://www.postfinance.ch/en/private/products/mortgages/fixed-rate-mortgage.html (閲覧日:2023年11月6日)

⁹⁶ https://www.postfinance.ch/en/private/products/loans/postfinance-personal-loan.html (閲覧日:2023年11月6日)

⁹⁷ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.42

⁹⁸ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.20

裕層顧客向けにはプラチナ(クレジット)カード、クレジットカードの与信審査が通 らない顧客向けには Master カードの加盟店で使える前払式のデビットカード 「PostFinance MasterCard Value」等)や、オンライン決済機能を備えた各種アプリケーションの提供を行っている。国際送金については、11. で述べる。

10. インターネットバンキング

ポストフィナンスは、スイスでインターネットが安価に利用できるようになった 1990 年代後半にオンラインバンキング・サービス「Yellownet」を開始し、2010 年に はスイスの金融機関で初めてモバイル機器用の無料アプリを導入した99。モバイル用 アプリでは、口座からの送金やクレジットカードの管理、証券取引、外貨取引等、幅広い金融サービスを提供している100。

「3.(5)DX の推進」で述べたとおり、e-Finance サービスのウェブサイト(ポストフィナンスアプリ)は、スイスが 2022 年 10 月に導入した新たな決済方式(QR-bill)にも対応している 101 。関連会社 TWINT Ltd のアプリ(TWINT)を用いたオンライン取引や、Swissquote との合弁で運営する Yuh アプリを通じた支払い、貯蓄、各種投資、仮想通貨取引等、多様な金融サービスを提供している 102 。2022 年の e-Finance ユーザーは、ポストフィナンスの利用者全体の 8 割近くを占める 194 万人となっている 103 。

11. 国際業務概要

ポストフィナンスはスイス国内での業務に注力しており、国際的なサービスは海外送金に限られる。海外送金手段としては、郵便局カウンター及び e-ファイナンスでのジャイロインターナショナル(Giro international)による口座間送金やキャッシュインターナショナルによる 50 ヵ国以上への現金送金サービスを提供している¹⁰⁴。e-ファイナンスを使えば単一ユーロ決済圏(Single Euro Payments Area, SEPA)内のクロスボーダー送金は無料となる¹⁰⁵。ポストファイナンスアプリによるモバイル端末を通じたモバイル送金サービスも提供されている。

12. 付随業務概要

デビットカード、クレジットカード、外国為替、旅行小切手、等の海外旅行関連決済 サービスを提供している。

⁹⁹ https://www.postfinance.ch/en/about-us/company/pioneer-stories/online-banking-a-quick-look-back.html(閲覧日: 2023 年 11 月 6 日)

¹⁰⁰ https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/e-finance.html (閲覧日:2023年11月6日)

https://www.postfinance.ch/en/private/products/payments/qrbill.html

https://www.postfinance.ch/en/business/products/invoices/qr-bill.html(閲覧日:2023年11月6日)

¹⁰² ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.5、https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/twint html。https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/vub-app.html(閲覧日:20

banking/twint.html、https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/yuh-app.html(閲覧日:2023年11月6日)

¹⁰³ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.28

¹⁰⁴ https://www.postfinance.ch/en/private/products/payments/cash-international.html (閲覧日: 2023年11月6日)

¹⁰⁵ https://www.postfinance.ch/en/private/products/payments/giro-international.html(閲覧日: 2023 年 11 月 6 日)

13. 資金運用

ポストフィナンスの総資産 1,144 億スイスフランのうち、金融資産 (financial investments) が 602 億スイスフラン、顧客ローン (amounts due from customers) が 115 億スイスフランと、合計で全体の 62.7%を占めている 106 。金融資産の内訳は、満期保有目的の債券が全体の 99.8%相当の 601 億スイスフランを占めており、株式等は 1.1 億スイスフランに留まっている 107 。これらの資産から得られる金利・配当金収入が 2.10 億スイスフラン、貸付利子収入が 1.77 億スイスフラン (いずれもグロス) と営業収入 (operating income) の 31.2%を占める (2022 年 12 月末) 108 。

602 億スイスフランの金融資産の内、74.7%相当の 450 億スイスフランは、スイスフラン建ての資産である。この他は、ユーロが 102 億スイスフラン相当(構成比 16.9%)、米ドルが 45 億スイスフラン相当(同 7.5%) となっている¹⁰⁹。 なお、英ポンドと日本円の残高はない。

14. 窓口取扱時間

郵便局の窓口の取扱時間は郵便局によってまちまちである。場所や利便性を考慮して営業時間は設定されている。例えば、ベルン中央駅近くにある郵便局は平日が9時から12時半と13時半から18時の営業、土曜日と日曜日は休みであるが110、ローザンヌの商業施設内にある郵便局は、月曜日から木曜日が8時から19時の営業、金曜日が8時から20時半の営業、土曜日が8時から18時の営業、日曜日が休みとなっている111。なお、年間の営業時間は郵便局ごとにインターネット上で公表されている。

ポストフィナンス (PostFinance Ltd.) は、23 州に計 90 支店を展開している¹¹²。窓 口取扱時間は店舗によって異なり、事前のアポイントメントによってのみ営業をする 店舗もある (appointments by request)。

また、ポストフィナンスの商品やサービスに関する問い合わせに対応するコールセンターは、平日 8 時から 20 時までと、土曜日 8 時から 17 時まで電話を受け付けている¹¹³。

15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開

「7. 貸付業務概要」で述べたように、ポストフィナンスは、自社による提供が禁じられている企業向けローンや住宅ローンについて、他機関(Valiant Bank AG、Münchner Hypothekenbank eG、CredEx AG、LEND)との協力に基づきサービスを提供している。また、「3.(5)DX の推進」に記述のとおり、モバイル決済アプリ TWINTを運営する会社への出資や、オンライン専門の銀行サービス提供会社 Swissquote との合弁 Yuh Ltd が運用するアプリを通じた支払い、貯蓄、各種投資、仮想通貨取引等の

¹⁰⁶ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.42

¹⁰⁷ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.68

¹⁰⁸ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.44

¹⁰⁹ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.78

¹¹⁰ https://places.post.ch/en/001PFFIL_001213778/postfinance-store-bern-postparc(閲覧日:2023年11月6日)

¹¹¹ https://places.post.ch/en/001PST_001114546/post-branch-1032-romanel-sur-lausanne(閲覧日:2023年12月12日)

¹¹² スイスポストのウェブサイト (https://places.post.ch/location-search?shortcut=en-locations) における国内店舗検索で示された数値(閲覧日:2023 年 11 月 6 日)。

¹¹³ https://www.postfinance.ch/en/support/hotline.html(閲覧日:2023 年 11 月 6 日)

金融サービス提供を行っている114。

上記の他、企業の業務プロセス自動化支援会社 Axon IVY AG との合弁として設立した Finform AG が提供するサービスにより、ポストフィナンスアプリのサービス向上や、窓口での口座開設の迅速化を図っている¹¹⁵。ブロックチェーン技術を用いた再エネ電力料金課金プラットフォームを提供する Ormera AG、オンライン上で金融サービスに関する助言を行う moneymeets (Moneymeets Community GmbH)) 等のフィンテック企業にも出資している¹¹⁶。

16. 財務諸表

ポストフィナンスの財務諸表は 2015 年度より、従来の BAG Bank Accounting Guideline (art. 23-27 Banking Ordinance, FINMA Circular 2008/2 "Accounting – Banks") に代えて連邦金融市場監督機構 (Swiss Financial Market Supervisory Authority, FINMA) が発表する銀行会計規則 (Accounting Rules for Banks, ARB) に準拠して作成されている¹¹⁷。

2022 年末時点の総資産の構成をみると、「13. 資産運用」で述べたとおり、ポストフィナンスの総資産 1,144 億スイスフランのうち、金融資産(financial investments)が 602 億スイスフラン、顧客ローン(amounts due from customers)が 115 億スイスフランと、合計で全体の 62.7%を占めている¹¹⁸。負債サイドでは、顧客預金(ammounts due in resptct of customer deposits)が 79.0%を占める¹¹⁹。

収益面では、2022年の営業収入 12.4億スイスフランに対し、営業利益は 1.9億スイスフラン、当期利益は 1.9億スイスフランであった。同年の営業収入の事業部門別構成は、預貸業務による収入が 39.0%、手数料収入が 32.7%で、両部門合計で 7割以上となっている120。

¹¹⁴ https://www.postfinance.ch/en/private/products/digital-banking/yuh-app.html

⁽閲覧日: 2023年11月6日)、ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.5

^{115 2021} 年 3 月 9 日付ポストフィナンスプレスリリース https://www.postfinance.ch/en/about-

us/media/newsroom/press-releases/alessandro-rausa-appointed-new-ceo-of-finform.html(閲覧日:2023年11月6日)

¹¹⁶ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.69

¹¹⁷ 親会社のスイスポストの財務諸表は、国際会計基準(International Financial Reporting Standards、IFRS)に準拠して作成されている。

¹¹⁸ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.42

¹¹⁹ ポストフィナンス, "Anuual Report 2022", p.42

¹²⁰ ポストフィナンス, "Annual Report 2022", p.44

図表 9: ポストフィナンスの貸借対照表

	金額(百万スイスフラン)	
	2021.12.31	2022.12.31
<assets></assets>		
Liquid assets	45,991	36,567
Amounts due from banks	3,473	3,413
Amounts due from customers	11,817	11,464
Positive replacement values of derivative financial instruments	451	1,179
Financial investments	58,179	60,222
Tangible fixed assets	1,084	1,039
Other assets ^(注1)	672	496
Total assets	121,667	114,380
< Liabilities>		
Amounts due to banks	814	1,284
Amounts due in respect of customer deposits	94,624	90,413
Liabilities from securities financing transactions	19,593	15,626
Other liabilities ^(注2)	269	726
Provisions	43	40
Bank's capital	2,000	2,000
Statutory capital reserve	4,553	4,330
Profit/loss carried forward	-452	-229
Profit/loss	223	190
Total liabilities	121,667	114,380

注1:出所の「Oher assets」欄の数字に上記で<Assets>の内数に示していない各項目の数字を加えた値。 注2:出所の「Other liabilities」欄の数字に上記で<Lialibities>の内数に示していない各項目の数字を加えた値。 出所:ポストフィナンス, "Annual Report 2022"をもとに作成

図表 10:ポストフィナンスの損益計算書

	金額(百万スイスフラン	
	2021.12.31	2022.12.31
Gross result from interest operations	552	507
Net result from interest operations	564	484
Result from commission business and services	398	405
Result from trading activities and the fair value option	212	221
Other result from ordinary activities	137	130
Operating income	1,311	1,240
Operating expenses	-992	-956
Value adjustments on participations and depreciation and amortization of tangible fixed assets and intangible assets	-86	-81
Changes to provisions and other value adjustments, and losses	-10	-11
Operating result	223	192
Extraordinary income	4	2
Extraordinary expenses	-	-
Changes in reserves for general banking risks	_	-
Taxes	-4	-4
Profit	223	190

出所:ポストフィナンス, "Annual Report 2022"をもとに作成

第3章 民間リテール金融機関の概要

スイスの民間リテール金融機関としては、2023年のクレディ・スイス・グループの 救済買収による合併で唯一の「大銀行」となった UBS グループの規模が突出し、信用 協同組合の形態をとるライファイゼンバンクがグループとして全銀行の総資産合計の 8%を占めて、これに続いている。「地域・貯蓄銀行」や、スイス国立銀行(SNB)の 分類で「その他の銀行」に属する民間金融機関は、上位行でもその資産規模は全銀行 の総資産合計の 1%前後に過ぎない。以上の構造を踏まえ、本章では、UBS グループ とライファイゼン・グループに加え、3機関目としては、州立であるが、ポストフィナ ンスを上回る総資産額を有し、SNB によって「システム上重要な銀行」に指定されて いるチューリッヒ州立銀行を取り上げることとする。

UBS グループ (UBS Group AG)

(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

UBS グループは現在、クレディ・スイス・グループを統合しているため、両グルー プの合計が表されている SNB 統計の「Big Banks」の実績でみると、2022 年 12 月末 時点で、総資産は 1 兆 5,521 億スイスフラン、預金残高 (Amounts due in respect of customer deposits) 7,275 億スイスフラン、融資残高(Amounts due from customers) 3,433 億スイスフランである。UBS グループの 2022 年のリテール部門の顧客数は約 260万人であった121。総資産、預金残高、融資残高すべてにおいて高い市場シェアを有 し、とくに総資産は全銀行の総資産合計の4割超を占めている(2022年12月末)。 なお、口座数の公表データは確認できない。

(単位・億ヘイヘノノン、70)								
	2020年	2021年	2022年					
Big Banks								
預金残高	8,617	8,982	7,275					
融資残高	6,935	7,020	6,818					
総資産	18,027	17,743	15,521					
全銀行計								
預金残高	21,205	22,247	20,353					
融資残高	17,579	18,225	18,238					
総資産	37,801	38,691	35,993					
E	Big Banksの ೪	/エア						
預金残高	40.6	40.4	35.7					
融資残高	39.5	38.5	37.4					
総資産	47.7	45.9	43.1					

注: 融資残高は、Amounts due from customers と Mortgage loans の合計。

出所:スイス国立銀行, Annual banking statistics (2023-09-28 最終更新) 122をもとに作成

¹²¹ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.34

¹²² https://data.snb.ch/en/publishingSet/BIDS (閲覧日:2023年12月8日)

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

UBS グループの各種口座に 2023 年 10 月 1 日から適用されている利率、預金の利用条件、口座維持手数料は下表のとおりである。スイスフラン貯蓄口座を例に取ると、残高 5 万スイスフランまでは 0.75%、それを超えると 0.30%の利率で、引出限度額は毎年 5 万スイスフラン、口座維持手数料は無料とされている。融資条件については、初めて自宅を購入する際やエネルギー効率の高い不動産等に対する金利優遇プランがある123。

図表 19・IJRS グループの預金条件

	商品	利率	利用条件	口座維持手数料
	個人口座 (Personal account)	0.00%	スイスフラン口座は20歳以上、 ユーロ口座は12歳以上	・デジタルバンキングの場合、残高 1万CHF(あるいは同額相当のユーロ)以上又はUBSで不動産関連ファイナンス取引がある場合は毎月 3CHF、その他は同5CHF。
支払用口座	若者・学生向け個人口座	残高10万CHFまで0.10%、 同10万CHF超は0.00%	スイスフラン 12~30歳	・紙媒体での書類送付の場合、残高 1万CHF(あるいは同額相当のユーロ)以上又はUBSで不動産関連ファイナンス取引がある場合は毎月 7CHF、その他は同9CHF。
	当座預金口座(Current account for private clients)	0.00%	スイスフラン又は外貨 18歳以上	・デジタルバンキングの場合、毎月 5CHF。・紙媒体での書類送付の場合、毎月 9CHF。
	特別貯蓄口座 (注2)	残高25万CHFまで1.50%、 同25万CHF超は0.30%	スイスフラン、20歳以上 最低預入額:5千CHF 引出限度額:毎年1万CHF	
貯	スイスフラン貯蓄口座	残高5万CHFまで0.75%、 同5万CHF超は0.30%	スイスフラン、 20 歳以上 引出限度額:毎年 5 万 CHF	
蓄用	ユーロ貯蓄口座	残高5万ユーロまで0.75%、 同5万ユーロ超は0.15%	ユーロ、年齢制限なし 引出限度額:毎年3万ユーロ	無料
口 座	若者向け貯蓄口座	残高5万CHFまで1.00%、 同5万CHF超は0.30%	スイスフラン、原則20歳以下 引出限度額:毎年5万CHF	
	サステナブル貯蓄口座	残高5万CHFまで0.75%、 同5万CHF超10万CHFまで 0.30%、 同10万CHF超は0.00%	スイスフラン 引出限度額:毎年5万CHF	

注1: 利率は2023年10月1日から適用されている水準。

注2:口座を開設した四半期から12カ月間、最大15カ月間に表中の条件が適用される口座。

出所: UBS グループウェブサイト124の情報をもとに作成

(3) 提供商品

貯蓄商品としては、上掲表記載の各種口座が提供されている。ウェルスマネジメント部門では、株式、債券、不動産、上場投資信託(ETF)、ヘッジファンド、プライベート・マーケット等の幅広いリスク性金融商品を扱っている125。貸付商品としては、住宅を中心とした不動産担保ローン等が提供されている126。

29

¹²³ https://www.ubs.com/ch/en/private/mortgages/products/special-offers.html?intCampID=Step04_Link2(閲覧日: 2023 年 11 月 14 日)

¹²⁴ https://www.ubs.com/ch/en/private/accounts-and-cards/accounts.html 以下の階層に含まれる各ページ(閲覧日: 2023 年 11 月 14 日)

¹²⁵ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.23

¹²⁶ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.99

(4) 子会社、関連会社への出資状況

UBS グループは、クレディ・スイス・グループの買収後、直接 100%出資する UBS AG と Credit Suisse AG を傘下に置き、両グループの組織的な統合を進めているところである。クレディ・スイス・グループ買収前の 2022 年末時点では、主要子会社 (Individually significant subsidiaries) 127を、グループとして 2 社 (UBS AG と UBS Business Solutions AG)、UBS AG として 8 社 (米国 5 社、スイス 2 社、ドイツ 1 社) 有し、いずれにもそれぞれ 100%出資している。

その他、"Individually significant subsidiaries"以外の子会社が 16 社(米国 5 社、スイス、中国(香港)、日本に各 2 社、他、スイス以外の欧州 4 カ国と豪州に各 1 社)あり、日本の 1 社(UBS SuMi TRUST Wealth Management Co., Ltd.。51%出資)を除き、UBS グループが直接間接に 100%出資している¹²⁸。

(5) ESG 投資

UBS グループは、ネット・ゼロ・アセット・マネージャーズ・イニシアティブ(Net Zero Asset Managers initiative)の創設メンバーとして、同イニシアティブが掲げる目標に従い、2030 年までに運用資産総額の 20%について 2019 年比 50%の温室効果ガス排出削減を達成することを目指している¹²⁹。2021 年にグローバル・バンキング部門内に ESG 専門のアドバイザリー・チームを設立し、2022 年には法人顧客顧客向けに計 480 億米ドルのグリーン・ボンド、ソーシャル・ボンド、サステナビリティ・ボンド等を発行した¹³⁰。個人顧客向けにも、サステナブル貯蓄口座の提供、テーマ別のサステナブル投資商品の提案、助言の拡充等を行っている¹³¹。

2022 年のサステナブル投資の実績は **2,680** 億米ドル (**2021** 年は **2,510** 億米ドル) で、**2025** 年までに **4,000** 億米ドルが目標とされている¹³²。

(6) TCFD 提言への対応

UBS グループは 2016 年に TCFD のメンバーとなり、2017 年から TCFD 提言に従った内容の情報開示を開始した¹³³。2022 年には、これまでのレポートに加えて新たなレポート (Climate and Nature Report) を発行し、気候関連のリスクや機会に関する組織のガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標、という TCFD の開示推奨項目に沿った形で報告を行っている。

目標に関しては、スコープ 1 と 2 の温室効果ガス排出量を 2025 年までにネットゼロとすることに加え、融資業務における不動産、化石燃料、発電、セメントの部門ごとの 2030 年までの排出削減目標(2020 年比)を掲げている。 さらに 2035 年までにはサプライチェーンについて主要ベンダーによるネットゼロ、2050 年までに資産運用業

¹²⁷ "Individually significant subsidiaries"とは、資本、総資産、税引前利益等の様々な基準に基づき、UBS グループの財務 状況や業績に大きく貢献するとみなされる子会社(UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.370)とされているが、詳細は 公表されていない。

¹²⁸ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.353

¹²⁹ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.24、同"Climate and Nature Report 2022", p.45

¹³⁰ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.26

¹³¹ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.46、https://www.ubs.com/global/en/wealth-management/sustainable-investing.html#tab-1665353741(閲覧日:2023 年 11 月 14 日)

¹³² UBS Gourp AG, "Climate and Nature Report 2022", p.45

¹³³ UBS Gourp AG, "Sustainability Report 2021", p.37

務について顧客一任ポートフォリオのネットゼロを、それぞれ達成するとのロードマップを描いている134。

2. ライファイゼン・グループ (Raiffeisen Group)

(1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

ライファイゼン・グループの総資産は 2,806 億スイスフラン、預金残高¹³⁵は 2,048 億スイスフラン、融資残高¹³⁶は 2,146 億スイスフランで、この内約 95%の 2,037 億スイスフランが住宅ローンである(2022 年 12 月末)¹³⁷。預金残高や融資残高が 1 割強の市場シェアを有する(2022 年 12 月末)。2022 年の顧客数は 364 万人である¹³⁸。なお、口座数の公表データは確認できない。

図表 13:ライファイゼン・グループの総資産、預金残高、融資残高の推移

(単位:億スイスフラン、%)

(手匠・隠ハイハノノン、/0)							
	2020年	2021年	2022年				
ライファイゼン・グループ							
預金残高	1,904	2,017	2,048				
融資残高	2,004	2,064	2,146				
総資産	2,597	2,845	2,806				
	全銀行計						
預金残高	21,205	22,247	20,353				
融資残高	17,579	18,225	18,238				
総資産	37,801	38,691	35,993				
ライファ	イゼン・グルー	ープのシェア					
預金残高	9.0	9.1	10.1				
融資残高	11.4	11.3	11.8				
総資産	6.9	7.4	7.8				
ANNE DE CONTRACTOR OF THE CONT							

出所: ライファイゼン・スイス, "Key figures, Interim financial statements as at 30 June 2023, Raiffeisen group"、スイス国立銀行, Annual banking statistics (2023-09-28 最終更新) 139をもとに作成

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

グループの中央機関であるライファイゼン・スイスの各種預金口座の条件は、2023年 11 月時点で原則として下表のとおりとなっている。一般貯蓄口座の利率は 0.70%、毎月 2 万スイスフランまでの引出が可能であり、口座維持手数料はかからない。協同組合員や若年層向けには条件を優遇した口座がある。融資条件につき、融資の太宗を占める住宅ローンの金利については、ライファイゼン・スイスのウェブサイト上で参考情報が更新されている140。

¹³⁴ UBS Gourp AG, "Climate and Nature Report 2022", p.21, p.45

¹³⁵ 預金残高=Amounts due in respect of customer deposits。

¹³⁶ 融資残高=Receivables from clients + Mortgage receivables。

¹³⁷ ライファイゼン・スイス, "Key figures, Interim financial statements as at 30 June 2023, Raiffeisen group", p.2

¹³⁸ ライファイゼン・スイス, "Key figures, Interim financial statements as at 30 June 2023, Raiffeisen group", p.4

¹³⁹ https://data.snb.ch/en/publishingSet/BIDS(閲覧日:2023年12月8日)

¹⁴⁰ https://www.raiffeisen.ch/bern/de/privatkunden/hypotheken/hypothekenzinsen.html (閲覧日:2023年11月7日)

図表 14: ライファイゼン・スイスの預金条件

商品	利率	利用条件	口座維持手数料
当座預金口座 (一般)	0.00%	成人対象。 利用制限なし。	毎年60CHF
組合員向け当座預金口座	0.05%	協働組合員対象。 利用制限なし。	無料
若年層向け当座預金口座	0.75%(残高5万CHF超は一 般の当座預金口座と同率)	12~26歳、又は、18~30歳 の学生。 利用制限なし。	無料
ユーロ当座預金口座	0.00%	成人対象。 利用制限なし。	毎年60CHF
貯蓄口座 (一般)	0.70%	成人対象。 引出限度額:毎月2万CHF	
組合員向け貯蓄口座	1.1%(残高1万CHF超は一般 の貯蓄口座と同率)	協同組合員対象。 引出限度額:毎四半期2万 CHF	
若年層向け貯蓄口座	1.4%(残高5万CHF超は一般 の貯蓄口座と同率)	12~26歳対象。 引出限度額:毎月2万CHF	無料
テナント貯蓄口座	0.45%	引出不可]
ギフト貯蓄口座	0.85%(残高5千CHF超は一 般の貯蓄口座と同率)	第三者がギフトとして開設する口座。 引出限度額:毎月2万CHF	
ユーロ貯蓄口座	1.10%	引出限度額:毎月1万ユーロ	

出所: ライファイゼン・スイス ウェブサイト141及び https://www.raiffeisen.ch/content/dam/www/bern/pdf/dl-preise-und-zinsen/2023/Konto-Zinsen-PK_ab_November_2023.pdf をもとに作成

(3) 提供商品

貯蓄型の金融商品としては、上述の各種普通預金の他、スイスの年金制度に基づく年金貯蓄口座等が提供されている。様々な運用タイプの投資信託や外貨取引サービスも扱っている。保険商品としては、la Mobilière の協力により、生命保険、住宅保険、自動車保険、旅行保険等、幅広い商品を取り揃えている。貸付に関しては、上述のとおりほとんどが住宅ローンであるが、その他、証券取引に必要な資金の融資や、パートナー企業の Cembra Money Bank AG を通じた個人向けローンを提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

2022 年末時点で、ライファイゼン・スイス他のグループ企業 6 社に過半数出資している。 うち 5 社ーグループの中央機関であるライファイゼン・スイス(Raiffeisen Switzerland Cooperative)、Raiffeisen Unternehmerzentrum AG (中小企業への助言)、Raiffeisen Immo Ltd(ブローカーサービス)、KMU Capital Ltd(金融サービス)、Raiffeisen Switzerland B.V. Amsterdam(金融サービス)ーへは 100%の出資であり、この中の KMU Capital Ltd の関連会社である KMU Capital Holding Ltd に 60%を出資している¹⁴²。

(5) ESG 投資

ライファイゼン・グループの年金及び投資業務では、持続可能性を考慮した商品であることを示す「Futura」ラベルを付した商品が提供されている。Futura ラベルの商

¹⁴¹ https://www.raiffeisen.ch/bern/de/privatkunden/konten-und-bezahlen.html#checkingaccounts 以下の階層に含まれる各ページ(閲覧日:2023 年 11 月 14 日)

¹⁴² ライファイゼン・グループ, "Annual Report 2022", p.171

品は、軍備、原子力、ギャンブル、石炭、石油といった特定分野を投資や運用の対象から除外し、かつ同グループ及び第三者機関による持続可能性の審査を通ったものである。アドバイザリー業務に関しても、一定の ESG 基準を満たすもののみが検討対象とされている。2022 年の Futura ラベルの年金及び投資ファンドへの資金純流入は 8 億8,730 万スイスフラン、同年末時点の同グループのファンド総額に占める Futura ファンドの比率は 94.3%であった143。2022 年 11 月からは、5 万スイスフラン以上のすべての資産運用業務に ESG 基準が導入されている144。

(6) TCFD 提言への対応

2021年以降、融資における温室効果ガス排出についても国際的な業界イニシアティブである金融向け炭素会計パートナーシップ(Partnership for Carbon Accounting Financials)の基準に沿って計測し、TCFD 提言に従って気候情報を包括的に開示している¹⁴⁵。2022年レポート¹⁴⁶では、気候変動に関するライファイゼン・スイスの経営陣を中心としたガバナンス体制、2050年までにネットゼロ、2030年までに業務(スコープ1及びスコープ2)におけるネットゼロという気候変動戦略の目標、気候変動が各事業にもたらす機会とリスク等について述べている。また、住宅ローンの対象となる建物からの温室効果ガス排出、及び、グループの業務(スコープ1及びスコープ2)による温室効果ガス排出について、2035年までの削減目標(2020年比)を定量的に示している。

- 3. チューリッヒ州立銀行 (Zürcher Kantonalbank)
- (1) 総資産、預金残高、融資残高、口座数、市場シェア

チューリッヒ州立銀行の総資産は 1,998 億スイスフラン、預金残高 (Amounts due in respect of customer deposits) は 1,034 億スイスフラン、融資残高 (Amounts due from clients+Mortgage loans) は 1,074 億スイスフランで、この内約 90%の 968 億スイスフランが住宅ローンである (2022 年 12 月末。口座数は不明) 147。市場シェアは、預金残高、融資残高、総資産すべて 5%台となっている (2022 年 12 月末)。

33

¹⁴³ ライファイゼン・グループ, "Annual Report 2022", p.79

¹⁴⁴ ライファイゼン・グループ, "Annual Report 2022", p.48

¹⁴⁵ https://www.raiffeisen.ch/bern/de/ueber-uns/news/rch/net-zero-banking.html (閲覧日:2023年11月7日)

¹⁴⁶ https://www.raiffeisen.ch/content/dam/www/rch/pdf/ueber-uns/nachhaltigkeit/de/raiffeisen-gruppe-tcfd-2022.pdf

¹⁴⁷ Zürcher Kantonalbank, "Annual Report 2022", p.131

図表 15:チューリッヒ州立銀行の総資産、預金残高、融資残高の推移

(単位:億スイスフラン、%)

	2020年	2021年	2022年		
チューリッヒ州立銀行					
預金残高	926	968	1,034		
融資残高	969	1,017	1,074		
総資産	1,884	1,921	1,998		
全銀行計					
預金残高	21,205	22,247	20,353		
融資残高	17,579	18,225	18,238		
総資産	37,801	38,691	35,993		
チューリッヒ州立銀行のシェア					
預金残高	4.4	4.4	5.1		
融資残高	5.5	5.6	5.9		
総資産	5.0	5.0	5.6		

出所: チューリッヒ州立銀行 Annual Report 2021、同 2022、

スイス国立銀行, Annual banking statistics (2023-09-28 最終更新) 148をもとに作成

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

2023 年 11 月時点で同行ウェブサイト上で確認できる各種預金口座の条件は、下表のとおりである。貯蓄口座の利率は残高によって異なる。テナント貯蓄口座以外の貯蓄口座では、毎月 1 万スイスフランまでの引出が通知なしに可能となっている。口座維持手数料はすべての貯蓄口座について無料である。融資の太宗を占める住宅ローンには、期間 2~15 年の固定金利ローン、変動金利ローン、新築又はリノベーション物件向けに個別に条件を設定するローンがある。固定金利ローンについては、初めて家を購入する人向けや、エネルギー効率の良い物件向けの金利優遇プランがある149。

¹⁴⁸ https://data.snb.ch/en/publishingSet/BIDS(閲覧日:2023年12月8日)

¹⁴⁹ https://www.zkb.ch/de/private/hypotheken-immobilien/hypotheken-zinsen/hypothekenvergleich.html(閲覧日:2013年11月17日)。

図表 16:チューリッヒ州立銀行の預金条件

商品	利率	利用条件	口座維持手数料
スイスフラン当座預金口座	0.00%	22歳以上、スイスフラン	年間12CHF
若年層向け当座預金口座	残高2万5千CHFまで0.25% 同2万5千CHF超0.00%	12~22歳、スイスフラン	無料
ユーロ当座預金口座	0.00%	ユーロ 預入/引出費用:5万CHF相当まで 金額の0.75%又は最低20CHF	年間36CHF又は毎 月3CHF
外貨当座預金口座	0.00%	ユーロを含むすべての主要通貨。 米ドル及びユーロの預入/引出費用: 5万CHF相当まで金額の0.75%又は 最低20CHF	年間36CHF又は毎 月3CHF
貯蓄口座	残高5万CHFまで0.75% 同25万CHFまで0.25% 同25万CHF超0.00%	スイスフラン 通知なしでの引出限度額:毎月1万 CHF	
若年層向け貯蓄口座	残高5万CHFまで1.00% 同25万CHFまで0.25% 同25万CHF超0.00%	22歳まで、スイスフラン 通知なしでの引出限度額:毎月1万 CHF	
ギフト貯蓄口座	残高5万CHFまで1.00% 同25万CHFまで0.25% 同25万CHF超0.00%	18歳を迎える子供・孫へのギフトとして第三者が開設する口座(子供・孫の14~18歳誕生日までに本人に資産を移転) スイスフラン 通知なしでの引出限度額:毎月1万 CHF	無料
テナント貯蓄口座	残高25万CHFまで0.25% 同25万CHF超0.00%	スイスフラン 口座開設費用:50CHF 引出不可	
環境貯蓄口座	残高25万CHFまで0.25% 同25万CHF超0.00%	スイスフラン 通知なしでの引出限度額:毎月1万 CHF	

出所:チューリッヒ州立銀行ウェブサイト150の情報をもとに作成

(3) 提供商品

貯蓄型の金融商品として、上述の各種貯蓄口座の他、スイスの年金制度に基づく年金貯蓄口座等が提供されている。資産運用は、株式、債券への直接の投資や投資信託によって行われている。個人向けの保険商品としては、住宅保険、生命保険、損害保険等を扱っている。貸付に関しては、上述のとおりほとんどが住宅ローンであるが、その他、パートナー企業の Cembra Money Bank AG を通じた個人向けローンを提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況151

2022 年末時点で 9 社の連結対象子会社を有し、いずれに対しても直接間接に **100**% を出資している。9 社のうち 6 社は、**2015** 年に買収した資産運用会社 Swisscanto 関連の企業で、Swisscanto Holding Ltd.を経由して所有している。Swisscanto 関係以外では、ガーンジー、オーストリア、英国に 1 社ずつ子会社を有する。

35

¹⁵⁰ https://www.zkb.ch/de/private/konten-karten.html 以下の階層に含まれる各ページ(閲覧日:2023 年 11 月 17 日)

¹⁵¹ Zürcher Kantonalbank, "Annual Report 2021", p.155

(5) ESG 投資

チューリッヒ州立銀行は、2050年までに業務活動による温室効果ガス排出量のネットゼロを目指すとしている152。個人顧客向けの資産運用や投資アドバイザリー業務にあたっては、「サステナブル (ESG) 投資」の指定がある運用に係るポートフォリオの場合、米国の金融サービス企業 MSCI による格付けの AA 格相当により構成されるようにしている。石炭の採掘・取引などの事業活動に従事する企業は投資先から排除し、温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む企業への投資を優先している。2022年末時点の「サステナブル投資」は 1,179 億スイスフランで、顧客資産の約 30%を占めた153。また、2022年の運用資産額に占める「サステナブル投資」の比率は、前年の 28%から35%に上昇している154。

(6) TCFD 提言への対応

2021 年のアニュアルレポートから、TCFD 提言を指針とする気候リスク関連の情報 開示に関する言及がみられるが¹⁵⁵、2022 年 5 月に正式に TCFD 提言への賛同を表明した¹⁵⁶。現時点で、TCFD の開示推奨項目に関連する情報は、アニュアルレポート、「サステナビリティ・ポリシー」、「GRI スタンダードを参照した報告書」等の文書に示されている¹⁵⁷。目標に関しては、温室効果ガス排出量の 2050 年までのネットゼロ実現以外、定量的な情報は含まれていない。

¹⁵² Zürcher Kantonalbank, "Annual Report 2022", p.36

¹⁵³ Zürcher Kantonalbank, "Annual Report 2022", p.42

¹⁵⁴ Zürcher Kantonalbank, "Annual Report 2022", p.42

¹⁵⁵ Zürcher Kantonalbank, "Annual Report 2021", p.189

¹⁵⁶ Zürcher Kantonalbank ウェブサイト https://www.zkb.ch/en/home/investor-relations/esg-ir.html, "Annual Report 2022", p.32、TCFD ウェブサイト https://www.fsb-tcfd.org/supporters/(閲覧日:2024年2月9日)
157 https://www.zkb.ch/en/home/our-company/sustainability.html(閲覧日:2024年2月9日)

第4章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

2019 年 8 月、FINMA はフィンテック企業 SEBA に対し、銀行業および証券業のライセンスを承認した¹⁵⁸。同年 11 月には世界初となる仮想通貨銀行が営業を開始している¹⁵⁹。

ルツェルン応用科学大学(Lucerne University of Applied Sciences and Arts)が過去 8 年間毎年実施しているフィンテック調査によると 160 、スイスのフィンテック企業数は 2022 年末時点で 437 社と、 2021 年の減少から回復し、調査開始以来、最大となった。 2017 年7月の銀行規則(Ordinance on Banks and Savings Banks,Banking Ordinance,BO)改正以降、フィンテック企業の市場参入が大きく拡大した様子が見て取れる(後述の「 $^{(4)}$ リテール決済に関する法規制の状況」参照)。事業分野別には、資産運用や銀行業務用インフラの商品を提供する企業数が大きく伸びている。技術別にみると、業務プロセスのデジタル化や自動化を目的とする企業数の比率が低下する一方、ビッグデータや 41 、ブロックチェーン技術等の企業が半数以上を占めるようになっている。スイスのフィンテック企業による 2022 年の資金調達額は 6 億 500 万スイスフランで、前年比 36 % 増であった。

(2) キャッシュレス化の状況

ZHAW ビジネススクール (ZHAW School of Management and Law) とザンクトガレン大学 (University of St.Gallen) は、2018 年以降、毎年 1~2 回決済行動の共同調査を行い、報告書 "Swiss Payment Monitor"を発表している。2023 年 8 月に同年の第2回の調査となる報告書が公表された16118~88 歳の 1,422 人を対象とするインタビュー調査の結果が取りまとめられている。決済手段の内訳は、金額ベースでは、デビット・カードが 24%と最大で、次いでクレジット・カードが 22%、モバイル決済が 21%、インボイスが 15%で、キャッシュは 15%となっている。取引件数ベースでは、デビット・カードが 29%と最大で、キャッシュが 28%、モバイル決済が 21%で、クレジット・カードは 16%であった162。キャッシュでの支払い比率は、比較可能な最も古い調査時点である 2019 年の金額ベース 27%、件数ベース 48%に比べると大きく低下しているが、2021 年以降は、金額、件数とも大きな変化は見られなくなっている。

国際決済銀行 (BIS) 傘下の決済・市場インフラ委員会 (CPMI) が毎年取りまとめて発表している統計年報によれば、スイスの 2021 年のデビットカード機能を持つカードによる決済額は 642 億スイスフランとなり、前年 (581 億スイスフラン) より増加

^{158 2019} 年 8 月 26 日付 SEBA プレスリリース https://www.seba.swiss/media-and-investors/FINMA-licence-received/(閲覧日:2023 年 11 月 9 日)

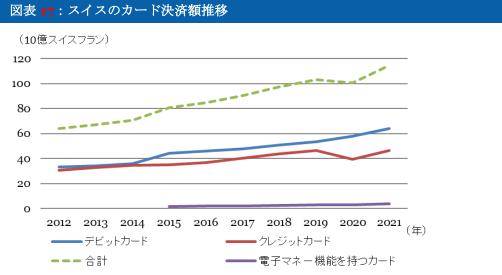
¹⁵⁹ **2019** 年 **11** 月 **12** 日付 **SEBA** プレスリリース https://www.seba.swiss/media-and-investors/**SEBA-Bank-launches-operative-business/**(閲覧日:**2023** 年 **11** 月 **9** 日)、伝統的な銀行業に加え、ビットコイン等 5 種の仮想通貨に対応することから、顧客にとっては従来型の資産と仮想通貨の交換や、その両方への投資が可能となり、管理・取引・借入を一元的に行うことができるとされている。

¹⁶⁰ スイスの金融市場につき説明している以下の連邦政府ウェブサイトのリンクから本調査レポートのダウンロードが可能: https://www.sif.admin.ch/sif/en/home/documentation/swiss-financial-centre/sustainability-blockchain-fintech.html (閲覧日: 2023 年 11 月 8 日)

¹⁶¹ https://en.swisspaymentmonitor.ch/aktuelle-ergebnisse からダウンロード可。

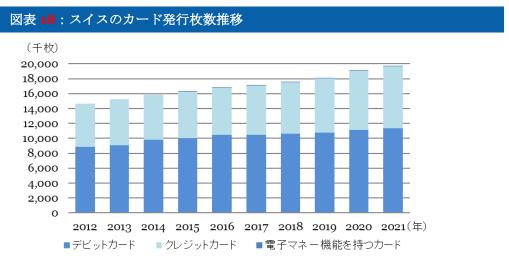
¹⁶² 各種カードの保有率についての質問では、ポストフィナンス・カード(PostFinance Card)を所有していると回答した人の割合は 35%であった(複数回答)(同報告書ドイツ語版 p.5)。

した。同年のクレジットカード機能を持つカードによる決済額は 463 億スイスフラン (前年は 395 億スイスフラン) で、電子マネー機能を持つカードを合わせたカード決済額の合計は、前年比 139 億スイスフラン増の 1,144 億スイスフランとなった¹⁶³。



(出所) 国際決済銀行 (BIS) ウェブサイト上統計, "Payments and financial market infrastructures", Updated: 12/04/2023 をもとに作成

2021 年のデビットカード機能を持つカードの発行枚数は 1,138 万枚であり、前年 (1,112 万枚) より増加し、クレジットカード機能を持つカードの発行枚数も 832 万枚 となり、前年 (798 万枚) から増加した164。



(出所) 国際決済銀行 (BIS) ウェブサイト上統計, "Payments and financial market infrastructures", Updated: 12/04/2023 をもとに作成

グローバルな比較では、2021年の一人当たりの年間カード決済額は、英国に次いでヨーロッパ第2位である165。

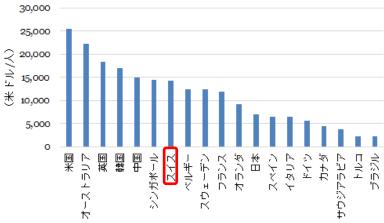
38

¹⁶³ https://stats.bis.org/statx/srs/table/T6?c=CH(閲覧日:2023年11月8日)

¹⁶⁴ https://stats.bis.org/statx/srs/table/T4?c=CH(閲覧日:2023年11月8日)

¹⁶⁵ https://stats.bis.org/statx/srs/table/CT8D(閲覧日:2023年11月8日)

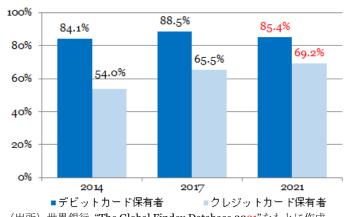
図表 19:主要国別一人当たり年間カード決済額 (2021年)



(出所) 国際決済銀行 (BIS) ウェブサイト上統計, "Payments and financial market infrastructures", Updated: 12/04/2023 をもとに作成

世界銀行のグローバル・フィンデックス・データベース166によると、2021年の15歳 以上の大人でデビットカードを所有していると答えた人の割合は85.4%であるのに対 し、クレジットカードは69.2%である。

図表 20:スイスのデビットカード、クレジットカードの保有率



(出所) 世界銀行, "The Global Findex Database 2021"をもとに作成

(3) モバイル決済の動向

前項冒頭で取り上げた調査"Swiss Payment Monitor"によると、各種支払い手段の中 でモバイル決済のみが 2019 年以降一貫した伸長傾向を示しており、最新の 2023 年 5 月調査時点で、支払いに占めるモバイル決済のシェアは金額、件数ともに 20%強とな っている。なお、本調査のモバイル決済には、①銀行口座に直接リンクできるアプリ (TWINT や WeChat Pay 等) による支払い、②クレジットカードやデビットカードを 支払い手段とするアプリ(Apple Pay、Samsung Pay、Google Pay 等)による支払い、 ③アプリ内での決済が可能な事業者専用アプリ(SBB Mobile等)による支払い、が含 まれる。スイスの代表的なモバイル決済アプリケーション「TWINT」のユーザーは年々 増加しており、2023年1月には500万人を超えた167。同調査では、回答者の4人中3

¹⁶⁶ https://www.worldbank.org/en/publication/globalfindex/Data(閲覧日: 2023 年 11 月 8 日)

¹⁶⁷ 2023 年 2 月 21 日付 TWINT プレスリリース https://www.twint.ch/en/press/5-million-users/(2023 年 11 月 9 日閲

人が過去6ヵ月間にTWINTを利用したと回答している168。

上述の傾向は、スイス国立銀行 (SNB) の調査からも確認できる。SNB は、2017 年、2020 年、2022 年の 3 回にわたって個人の支払い方法に関する調査を実施している。毎回 2 千人前後のサンプルを抽出し、電話インタビュー及び各人が依頼に応じて残した毎日の記録に基づいて支払い行動を集計したものである。2023 年 6 月に公表された2022 年調査169によると、過去 3 回の調査で最も顕著な変化がみられたのは支払いアプリを使ったモバイル決済で、2017 年調査時点ではほとんど利用されていなかったが、2022 年調査では件数、金額ともにシェアが 1 割前後まで上昇した170。キャッシュレス決済に用いる手段としてモバイル決済アプリを利用すると回答した人は 68%(複数回答)と、2017 年調査時の 6 倍に達している171。モバイル決済アプリに紐づけられている支払い手段としては、銀行口座が 45%、デビットカードやクレジットカードが 44%、電子マネーが 10%となっている172。

(4) リテール決済に関する法規制の状況

スイス連邦議会は 2017 年 7 月に銀行規則(Ordinance on Banks and Savings Banks, Banking Ordinance, BO)を改正し 8 月より施行した。改正された銀行規則では、フィンテック企業の市場参入への障壁を低くしスイス金融センターの競争力を高めることを狙いとして、フィンテック企業は通常の銀行規制の外に置かれることとなる(サンドボックス)。これにより銀行免許なしで 1 億スイスフラン以下の預金を 20 以上の預金者より受け入れることができるようになり、決済口座への期間制限は 60 日へと延長された(現行では 7 日間) 173 。

2018年6月に金融サービス法(Financial Service Act、FinSA)と金融機関法(Financial Institutions Act, FinIA) が採択された。両法ともに金融仲介機能の統一的な競争環境整備と顧客保護改善を目的としている。FinSA には金融サービス提供者が顧客に対し遵守しなければならない行動規範と金融商品に関する理解しやすい目論見書作成義務の条項が含まれている。FinIA では金融監督当局による金融サービス提供者ごとの監督体制を定めた。

2020 年には改正連邦データ保護法(New Federal Act on Data Protection, nFADP)が成立し、企業に対し **2023** 年 9 月から遵守義務が課されている¹⁷⁴。スイスは EU 非加盟国であるが、nFADP は EU 一般データ保護規則(GDPR)との整合性を図った内容となっている。

ブロックチェーン関連では、FINMA が 2018 年 2 月に「イニシャル・コイン・オファリング (ICOs)」に関するガイドライン¹⁷⁵を策定した。ケース・バイ・ケースでの

¹⁶⁸ ZHAW School of Management and Law, University of St.Gallen, "Swiss Payment Monitor 2023 vol.2", August 2023, p.24

覧)

¹⁶⁹ https://www.snb.ch/en/the-snb/mandates-goals/payment-transactions/payment-methods-surveys/payment-methods-survey-2022 からダウンロード可(閲覧日:2023 年 11 月 10 日)。

¹⁷⁰ SNB, "Payment Methods Survey of Private Individuals in Switzerland 2022", June 2023, p.19

¹⁷¹ SNB, "Payment Methods Survey of Private Individuals in Switzerland 2022", June 2023, p.13

¹⁷² SNB, "Payment Methods Survey of Private Individuals in Switzerland 2022", June 2023, p.38

^{173 2017}年7月5日付 The Federal Council プレスリリース "Federal Council puts new fintech rules into force" https://www.admin.ch/gov/en/start/documentation/media-releases.msg-id-67436.html(閲覧日:2023年11月9日)

https://www.kmu.admin.ch/kmu/en/home/facts-and-trends/digitization/data-protection/new-federal-act-on-data-protection-nfadp.html(閲覧日:2023 年 11 月 9 日)

^{175 2018}年2月16日付 FINMAプレスリリース"FINMA publishes ICO guidelines"

https://www.finma.ch/en/news/2018/02/20180216-mm-ico-wegleitung/ (閲覧日: 2023 年 11 月 9 日)

対応が基本となるものの、ICOs のトークンの機能により分類し、反資金洗浄法と証券取引法との関連を示した。2021年2月からは、分散型台帳技術(DLT)の発展に連邦法を適合させるための法律(Act to Adapt Federal Law to Developments in Distributed Ledger Technology, DLT Act)が段階的に施行され、DLT に基づく取引のための法的基盤の整備が進められているい。また、業界団体による自主的な動きとして、2018年9月にはスイス銀行協会がこれまで事実上認められていなかったブロックチェーン関連事業者への銀行口座開設を円滑に進めるためのガイドラインを公表したい。

一方で、2022年11月、FINMAは反資金洗浄規則(Anti-Money Laundering Ordinance, AMLO-FINMA)を改定し、1,000 スイスフランを超える仮想通貨取引につき、金融仲介業者に契約当事者の身元確認を行うよう求めた。また、仮想通貨売買のために現金その他の匿名決済手段による支払いを受け入れる場合、金融仲介業者は、30 日以内の取引が 1,000 スイスフランを超えないよう適切な技術的予防措置を講じなければならないとしている178。

(5) リテール金融機関の顧客接点における DX

スイスの銀行のデジタル化について、SNB が銀行セクターの総資産の 80%を構成 する主要 34 行を対象に 2018 年に実施した調査によると、当時、銀行の DX 戦略は、支払いアプリやクラウドプラットフォーム、ロボアドバイザー等のサービス導入による支払い取引や住宅ローン、内部の業務プロセスの効率化に集中していた 179 。その後、ポストフィナンスが 2021 年に自社アプリのセルフサービス機能を強化したり 180 、ライファイゼン・グループが 2022 年に「モバイル・ファースト」のアプローチを採用するなど 181 、顧客が必ずしも店頭を訪れなくても様々なサービスを受けられるためのデジタル化が進んでいる。

(6) インターネット専業銀行

上記(2)において参照した ZHAW ビジネススクール (ZHAW School of Management and Law) とザンクトガレン大学 (University of St. Gallen) による決済行動の共同調査 に関する報告書 "Swiss Payment Monitor" (2023 年 5 月時点) によれば、少なくとも 1 回インターネット専業銀行 (ネオバンク¹⁸²) を利用したことがある人が回答者の 37.2%であった¹⁸³。この数字は前回調査時をやや上回ったが、その伸び率は鈍化傾向 にある。利用したことがあるとの回答が最も多かったのは 2017 年にスイス市場に参入した Revolut Ltd (本拠地英国) で、2019 年にサービスを開始したスイスの新興企業

182 ネオバンクは、自らは銀行免許を取得せず、提携した既存銀行の免許を利用して金融サービスを提供するデジタルバンク (https://thefinance.jp/tecnology/220323 (閲覧日: 2023 年 12 月 14 日))。

¹⁷⁶ https://www.loc.gov/item/global-legal-monitor/2021-03-03/switzerland-new-amending-law-adapts-several-acts-to-developments-in-distributed-ledger-technology/(閲覧日:2023年11月9日)

^{177 2018} 年 9 月 21 日付 Swiss Bankers Association プレスリリース https://www.swissbanking.org/en/media/positions-and-press-releases/opening-corporate-accounts-for-blockchain-companies-guidelines(閲覧日: 2023 年 11 月 9 日)

¹⁷⁸ https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/fintech-2023/switzerland/trends-and-developments(閲覧日: 2023 年 11 月 9 日)

¹⁷⁹ SNB, "Survey on Digitalisation and Fintech at Swiss Banks 2019", p.9

^{180 2021} 年 3 月 9 日付ポストフィナンスプレスリリース https://www.postfinance.ch/en/about-

us/media/newsroom/press-releases/new-postfinance-app.html(閲覧日:2023 年 11 月 10 日)

¹⁸¹ ライファイゼン・グループ, "Annual Report 2022", P.25

¹⁸³ ZHAW School of Management and Law, University of St.Gallen, "Swiss Payment Monitor 2023 vol.2", August 2023, p.27 (Revolut のスイス市場参入時期については https://www.digitalmedia.ch/news/revolut-schweiz-neon-free/、Neon のサービス開始時期については https://www.neon-free.ch/en/press/blick-launch-campaign/に基づいて加筆)。

neon Switzerland AG や、ポストフィナンスと Swissquote との合弁 Yuh Ltd 等がそれ に続いた。本調査では、ネオバンクは特定の目的のために利用されることが多く、主 たる支払い手段としての利用やメインバンクロ座としての利用は少数派であることも 示されている。

(7) デジタル通貨導入に向けた動き

中央銀行デジタル通貨 (CBDC) による金融機関間の決済について、スイスに拠点を置く国際決済銀行 (BIS) イノベーション・ハブ¹⁸⁴、SNB、金融インフラ事業者の SIX は、2020 年に試験プロジェクト Helvetia を実施し、そのような決済が技術的に実現可能であることや、スイスの法的枠組みの中での実施が可能なことを検証した¹⁸⁵。本プロジェクトの第 2 段階として、2021 年には民間金融機関 (Citi、Credit Suisse、Goldman Sachs、Hypothekarbank Lenzburg、UBS) が加わり、既存の銀行勘定系システムへの CBDC の統合が運用上可能なことが示された¹⁸⁶。さらに SNB は、プロジェクト第 3 段階として初めて実際に CBDC を発行し、2023 年 12 月から 2024 年 6 月にかけて Banque Cantonale Vaudoise(ヴォー州立銀行)、Basler Kantonalbank(バーゼル州立銀行)、Commerzbank(コメルツ銀行)、Hypothekarbank Lenzburg、UBS、Zürcher Kantonalbank(チューリッヒ州立銀行)との間で試験を実施する計画を発表している¹⁸⁷。

(8) IT 人材の育成・活用状況

スイスは、高等職業教育に関して独特の制度を設けている¹⁸⁸。義務教育を修了すると普通教育と職業訓練教育のコースに分かれ、いずれのコースからも、その先でプロフェッショナル職業訓練校で高等職業教育を受けたり、応用科学大学(University of Applied Sciences)で専門性向上のための実践的な教育を受けられる他、職務に関連した継続的な学習の機会もあらゆるレベルで用意されている¹⁸⁹。職業教育行政は、連邦行政機関、産業界、州の3者が協力して、職業教育の質の向上と現場職業訓練の質の確保を目指している。連邦レベルの職業教育は教育研究イノベーション省(SERI)が所管し、産業界の企業や団体と協力して各職種における訓練や試験内容を規定し、職業学校でのカリキュラムを作成している¹⁹⁰。

約 260 の金融機関が加盟するスイス銀行協会 (Swiss Bankers Association) は、銀

¹⁸⁴ BIS イノベーション・ハブは、グローバル金融システムの機能改善に資する技術面での公共財を開発することを目的として 2019 年に設立された。スイス(バーゼル及びチューリッヒ)他、世界数カ国に拠点を有する

⁽https://www.snb.ch/en/the-snb/mandates-goals/international-cooperations/multilateral/bis-innovation(閲覧日:2023年11月10日))。

¹⁸⁵ https://www.snb.ch/en/the-snb/mandates-goals/international-cooperations/multilateral/bis-innovation#t30(閲覧日:2023年11月10日)

^{186 2022} 年 1 月 13 日付 SNB プレスリリース https://www.snb.ch/en/publications/communication/press-releases/2022/pre_20220113 からダウンロード可(閲覧日:2023 年 11 月 10 日)。

 $^{^{187}}$ 2023 年 11 月 2 日付 SNB プレスリリース https://www.snb.ch/en/publications/communication/press-releases/2023/pre_20231102 からダウンロード可(閲覧日:2023 年 11 月 9 日)。

¹⁸⁸ https://www.eda.admin.ch/aboutswitzerland/ja/home/bildung-wissenschaft/bildung/hoehere-berufsbildung.html(閲覧日:2023年11月10日)

¹⁸⁹ State Secretariat for Education, Research and Innovation (SERI), "Vocational and Professional Education and Training in Switzerland: Facts and Figures 2022", P.6 他 https://www.sbfi.admin.ch/sbfi/en/home/services/publications/data-base-publications/vocational-and-professional-education-and-training-in-switzerland.html からダウンロード可(閲覧日:2023年11月11日)。

¹⁹⁰ WIP ジャパン株式会社、『内閣府 平成 26 年度委託調査 教育と職業・雇用の連結に係る仕組みに関する国際比較についての調査研究』、2015 年 3 月、p.32 https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/report/kyouiku26-report2.pdf

行職員向けの研修を重要な活動分野としており、加盟行による共同研修や継続教育を 推進し、銀行や第三者による研修プログラムの認証を行っている。 DX 等のトピックに ついて銀行職員向けに協会としてセミナーを開催しているほか、高等職業教育機関で 提供されている様々な研修プログラムを紹介している191。個別機関の人材育成事例と して、ポストフィナンスでは、自社で働きながら週に $2\sim3$ 日は Swiss Distance University of Applied Sciences で IT について学べるデュアル・スタディ・プログラム を用意している192。同社では、IT スキルを有する人材は、e-finance や業務プロセス自 動化のプログラミング言語開発、リリース前の自社ウェブサイトやバックエンドシス テムのチェック等を担っている193。

(9) 生成 AI の活用状況

生成 AI に限らず AI 全般に関する金融界の動向として、FINMA が 2022 年に実施し た、銀行及び資産運用セクターにおける AI 利用に関する調査では、対象となった機関 の約半数が AI を利用しているか、具体的な利用計画があると回答した194。また FINMA は同年、金融市場における AI 利用を監視するための専門家部署を設置し195、AI によ る判断や決定の信頼性や責任の所在、顧客への公平な対応が確保されるか等について、 金融機関が想定されるリスクに応じた適切な対応を取ることを求めている196。

スイス政府(連邦データ保護・情報委員会、FDPIC)は、2023年4月にChatGPT 等の生成 AI によるアプリの利用について声明を発表し、そのようなアプリの利用を希 望する企業に対し、個人データの保護要件を確実に遵守するよう注意を促した197。 ChatGPT のデータ保護に関するスイス独自の実態調査はまだ実施されておらず、 FDPIC が外国の当局と情報交換を進めているところである。UBS グループは、今後(生 成 AI に限らず) AI 利用の拡大を予定している旨表明する一方で、利用にあたっての 課題やリスクにも言及している198。同社はトレーディング・アプリに生成 AI を活用す る研究を行っているが199、同社の幹部は、AIの可能性の多くはごく一部の限られた例 外を除けばまったく初期段階にあるとの認識を示している200。

郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

スイスの格差に関する状況は、所得上位や下位層の所得が国民所得全体に占める比 率等の点からみて、欧州においては平均的なポジションにある201。一方、スイス国内

¹⁹¹ スイス銀行協会ウェブサイト https://www.swissbanking.ch/en(閲覧日:2023 年 11 月 11 日)

¹⁹² https://www.postfinance.ch/en/about-us/work-postfinance/students/dual-study-it.html(閲覧日: 2023年11月29 日)

¹⁹³ https://www.postfinance.ch/fr/notre-profil/travailler-postfinance/personnel-experimente/emploi-informatique.html (閲覧日: 2023年12月5日)

¹⁹⁴ FINMA, "Annual Report 2022", p.22

¹⁹⁵ FINMA, "Annual Report 2022", p.22

^{196 2023} 年 11 月 9 日付 FINMA プレスリリース https://www.finma.ch/en/news/2023/11/20231109-mm-finmarisikomonitor-2023/(閲覧日:2023年11月10日)

¹⁹⁷ https://www.edoeb.admin.ch/edoeb/en/home/kurzmeldungen/2023/20230404_chatgpt.html(閲覧日:2023年11月 10 目)

¹⁹⁸ UBS Group AG, "Annual Report 2022", p.63

¹⁹⁹ MIT Technology Review Insights, "Finding value in generative AI for financial services", November 2023, p.5 https://wp.technologyreview.com/wp-content/uploads/2023/11/MIT-UBS-generative-AI-report FNL.pdf ²⁰⁰ MIT Technology Review Insights, "Finding value in generative AI for financial services", November 2023, p.9

²⁰¹ https://www.bfs.admin.ch/bfs/en/home/statistics/economic-social-situation-population/economic-and-social-

では、富裕層に対し、より重い税負担を求める政治的な動きが繰り返され²⁰²、直近では、2021年9月に、所得減税とキャピタルゲインへの公平な課税(労働所得より重い課税)に係る国民投票が実施された²⁰³が、提案は65%の反対で否決された。この投票に関し経済学者を対象として実施された調査²⁰⁴では、現在のスイスにおける所得や資産の不平等さの水準は長期的な経済発展にとってどちらかと言えば障害となり、税制その他の政策(教育機会の確保等)による対応が必要であるとの回答の方が多数であった²⁰⁵。

(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり

第2章の「3.(4)店舗・ATM 設置戦略」で述べたとおり、国は、郵便事業のユニバーサルサービス提供義務に関して規則(Postal Services Ordinance)を定め、スイスポストに対し、拠点へのアクセスのしやすさを州レベルで確保することや、拠点網整備について各州政府と定期的に対話すること等を要求している。そして、そのような条件下で展開されているスイスポストの拠点において、ポストフィナンスによる金融サービスが提供されている。ポストフィナンスは、支払い取引におけるユニバーサルサービスの提供状況につき、FINMA、連邦通信庁(OFCOM)、SNB、スイスポストとの定期的な連絡を維持している。

スイスの金融包摂を口座保有率および ATM 台数について見ると、世銀データでは、金融機関またはモバイル・マネー・サービス・プロバイダーに口座を開設している 15歳以上の人口は 2021 年に 99.49%で²⁰⁶、15歳以上で所得階層下位 40%、女性、非労働力人口といったグループ別にみても、同年の口座保有率はすべて 99%を超えている ²⁰⁷。また、金融アクセスに関する IMF の調査によると、成人人口 10万人あたりの ATM 台数は 2021 年に 91.65 台となっている²⁰⁸。 ATM 台数は 2018 年以降に一貫した減少傾向がみられるものの、2021 年時点で高所得国の平均を大きく上回っている²⁰⁹。

(3) 提供される金融商品・サービス

農業従事者を対象とする金融面での支援制度があり、公的部門では、州の独立組織である農業信用機関が、35歳以下の農業創業者による不動産購入に対する無利子融資、営農者による各種投資のための無利子融資等を通じ、連邦政府に代わって様々な支援を行っている。また、民間部門では、①山岳地帯の農家に事業資金援助を行う非営利組織(Schweizer Berghilfe)、②生活協同組合がスポンサーとなっている、山岳地帯の農家等の生活支援のための枠組み(Coop Patenschaft für Berggebiete)、③経済的に困窮する農家を支援する住宅所有促進財団(Stiftung zur Förderung von Wohneigentum)、④有機農業を行う家族経営の農家を対象に、農場の建物や販売事業、住宅購入に無利

situation-of-the-population/inqualities-income-ditribution/income-distribution.html(閲覧日:2023 年 11 月 11 日)

202 https://www.swissinfo.ch/eng/business/economic-divide--how-equal-is-switzerland-s-wealth-distribution-/47609892
(閲覧日:2023 年 11 月 11 日)

²⁰³ https://www.srf.ch/news/abstimmungen/initiative-kapitalbesteuerung/99-prozent-initiative-hoehere-kapitalbesteuerung-scheitert-an-der-urne(閲覧日:2023年11月11日)

²⁰⁴ チューリッヒ工科大学 KOF スイス経済研究所がチューリッヒに本拠を置くドイツ語日刊新聞 Neue Zürcher Zeitung と 共同で実施したもの。

²⁰⁵ https://kof.ethz.ch/en/surveys/experts-surveys/economists-surveys/ungleichheit.html (閲覧日:2023年11月11日)

²⁰⁶ https://www.worldbank.org/en/publication/globalfindex/Data#sec3 (閲覧日: 2023 年 11 月 12 日)

²⁰⁷ https://www.worldbank.org/en/publication/globalfindex/Data#sec3 (閲覧日:2023年11月12日)

²⁰⁸ https://data.worldbank.org/indicator/FB.ATM.TOTL.P5(閲覧日:2023年11月12日)

https://data.worldbank.org/indicator/FB.ATM.TOTL.P5?locations=CH(閲覧日:2023年11月12日)

子融資を行う家族農場保全財団(Stiftung zur Erhaltung)等がある²¹⁰。また、農業従事者向けのサービスとして、ライファイゼン・スイスは、限られた資金を事業に振り向け、退職後の生活への備えが疎かになりがちな農業従事者に対し、年金積立の意義を示す情報をウェブサイト上で紹介している²¹¹。

一方、スイスのマイクロファイナンスビジネスの多くは途上国向けで、国内においては、2015年6月にベルン州政府やNGO等によって設立された、難民や亡命申請者を労働市場に取り込むことを目的としたソーシャル・インパクト・ボンドを活用したパイロットプロジェクトがある(現在は完了)²¹²。

(4) 政策評価と方向性

(2)で述べたように、スイスでは、所得や性別、年齢にかかわらず金融機関での口座保有率が99%を超え、その側面では統計的にみた金融包摂の水準は高い。しかし、2022年2月のスイス連邦社会保障局の発表によれば、2015年時点で17%の世帯が低所得又は非常に低い経済力で生活しており、現役世代の15%、退職者の22%がこの影響を受けていた²¹³。連邦政府は、2014年から5年間、貧困の危険に晒されている人々や貧困の影響を受けている人々の教育機会を増やし、労働市場への統合を支援し、住宅状況や情報へのアクセス状況を改善すること等を目的とし、州等の地方自治体やNGOと連携したプログラムを実施してきた。2019年からはこれを引き継いだ「貧困予防・闘争のための国家プラットフォーム2019-2024」が実施されている²¹⁴。国の統計以上に家計の深刻さを窺わせる民間の調査もあり、社会保障政策の専門家は、国家は貧困者への支援だけでなく貧困予防政策にも策を講じる必要があるとしている²¹⁵。

金融リテラシーの面でも課題が指摘されている。金融リテラシーの専門家は、2019年に発表した論文²¹⁶で、スイスのように金融市場が非常に発達した国においても人々の金融知識は欠如しており、対応が喫緊の課題となっていると述べている。また、2021年に ZHAW ビジネススクールが行った金融リテラシーに関する調査²¹⁷では、性別や学歴によって金融知識に差があることが明らかにされた。同調査は、35歳以下の若者が投資をしない最大の理由が知識不足にあることを示し、金融リテラシーが個人の資産形成能力に影響を及ぼす可能性も指摘している。

https://www.cooppatenschaft.ch/content/patenschaft/de/ueber-coop-patenschaft/zweckziele.html(閲覧日:2023年12月14日)

212 https://www.fokus-bern.ch/projekte/social-impact-bond/、https://www.alliancemagazine.org/blog/social-impact-bonds-made-in-switzerland-finally/(閲覧日:2023年11月12日)

 $^{^{210}\} https://www.raiffeisen.ch/bern/de/firmenkunden/investition-finanzierung/finanzierung-landwirtschaft/foerdermittel.html、 https://www.berghilfe.ch/ueber-uns/organisation、$

²¹¹ https://www.raiffeisen.ch/bern/de/firmenkunden/investition-finanzierung/finanzierung-landwirtschaft/altersvorsorge.html(閲覧日:2023年12月14日)

²¹³ https://www.admin.ch/gov/fr/accueil/documentation/communiques.msg-id-87283.html(閲覧日:2023年12月14日)

^{***} https://www.bsv.admin.ch/bsv/de/home/sozialpolitische-themen/soziale-absicherung/lutte-contre-la-pauvrete.html (閲覧日: 2023年12月14日)

²¹⁵https://www.swissinfo.ch/eng/business/cost-of-living-squeeze-puts-swiss-households-at-poverty-risk/48589348 (閲覧日:2023年12月14日)

²¹⁶ Annamaria Lusardi, Financial literacy and the need for financial education: evidence and implications, Swiss Journal of Economics and Statistics, (2019) 155:1 https://doi.org/10.1186/s41937-019-0027-5 (閲覧日:2023年12月10日)
217 Kendzia, M. J., & Borrero, Y. S. (2022). Financial Literacy among the Youth in Switzerland. Journal of Financial Risk Management, 11, 323-341. https://doi.org/10.4236/jfrm.2022.112017 (閲覧日:2023年12月10日)

3. その他

(1) 顧客データを活用したビジネス動向

スイス銀行協会によると、スイスでは、アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) を使用して異なる金融機関のデータを効率的に統合するオープン・バンキングは、法人顧客向けには何年も前から利用されているものの、個人顧客向けに広く活用されるには至っていない²¹⁸。

個人顧客向けのオープン・バンキング・サービス拡大に向けた動きとして、2022 年 1 月に、フィンテックの業界団体 Swiss Fintech Innovations が銀行 (Valiant、Credit Suisse) やフィンテック企業 (Axon Fintech、MoneyPark) と連携し、住宅ローン事業用 API の標準仕様を開発したと発表した 219 。2023 年 $_{5}$ 月には、スイス銀行協会と国内各行が、個人顧客向けのオープン・バンキングに関する初期的なサービス(口座残高や支払い取引データの表示等)の提供を $_{1}$ 年以内に完了させることを目指す等の覚書を取り交わしている 220 。

(2) 高齢化対策

スイス政府の統計によると、2022 年のスイスの総人口の 19%を 65 歳以上の高齢者 が占めており²²¹、その比率は 1950 年からの 70 年間で 2.0 倍となっている²²²。この高齢化スピードは、ドイツの 2.5 倍より遅く、フランスや英国の 1.7~1.8 倍よりは速い ²²³。

高齢化への対応として、ポストフィナンスは、個人年金への税制優遇制度を利用した年金専用口座の提供や、年金を補完する貯蓄や投資商品の提供等を行っている224。 民間リテール金融機関もそれぞれに同様の商品を提供している。住宅ローン返済についてとくに高齢者が注意すべき点を挙げて相談窓口を案内したり225、デジタルサービスへの適応を助けるため、高齢者が無料で参加できるセミナーを開催する例もみられる226。

²¹⁸ https://www.swissbanking.ch/en/topics/digitalisation-innovation-and-cyber-security/open-banking(閲覧日:2023年11月13日)

^{219 2022} 年 1 月 11 日付 Swiss Fintech Innovations プレスリリース(https://swissfintechinnovations.ch/projects/commonapi/からダウンロード可、閲覧日: 2023 年 11 月 13 日)

²²⁰ Swiss Bankers Association, "Memorandum of Understanding Multibanking among Swiss Banks on the enablement and implementation of initial multibanking offerings for natural persons"

⁽https://www.swissbanking.ch/en/topics/digitalisation-innovation-and-cyber-security/open-banking からダウンロード 可、閲覧日: 2023 年 11 月 13 日)

²²¹ https://www.bfs.admin.ch/bfs/fr/home/actualites/quoi-de-neuf.assetdetail.26585460.html(閲覧日:2023年11月13日)

²²² スイス連邦統計局(Federal Statistical Office), "Key population figures, 1950-2022"

⁽https://www.bfs.admin.ch/bfs/en/home/statistics/catalogues-databases/tables.assetdetail.27225432.html からダウンロード可、閲覧日:2023 年 11 月 13 日)

²²³ https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/html/zenbun/s1_1_2.html (閲覧日:2023年11月13日)

²²⁴ https://www.postfinance.ch/en/private/products/retirement-savings-life-insurance/retirement-savings-information.html (閲覧日:2023年11月13日)

^{**225} https://www.postfinance.ch/en/private/needs/money-in-simple-terms/home-ownership-in-old-age.html(閲覧日: 2023 年 12 月 9 日)

^{**226} https://www.ubs.com/ch/en/private/digital-banking/magazine/2021/young-and-old-choose-digital-banking.html 15 Dec 2021 (閲覧日:2023年11月13日)

<出所資料一覧>

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- 国際決済銀行 (BIS) "Payments and financial market infrastructures
- 世界銀行, "The Global Findex Database"、World Bank Open Data
- OECD iLibrary

【スイス政府等 HP】

- スイス連邦政府ポータルサイト
- スイス連邦議会
- ・ スイス国会図書館
- スイス連邦統計局
- **ch.ch** (スイス当局が提供する情報プラットフォーム)

【中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- esisuisse
- 連邦金融市場監督機構(FINMA)
- スイス銀行協会
- スイス国立銀行(SNB)

【論文・雑誌・業界紙等】

- 谷口栄治、「バーゼル委員会と金融安定理事会が示す欧米銀破綻を受けた規制・監督上の論点」、 日本総研『Research Focus』、2023 年 10 月 23 日
- Annamaria Lusardi, Financial literacy and the need for financial education: evidence and implications, Swiss Journal of Economics and Statistics, (2019) 155:1
- Kendzia, M. J., & Borrero, Y. S. (2022). Financial Literacy among the Youth in Switzerland. Journal of Financial Risk Management, 11, 323-341.
- ・ 財務省財務総合政策研究所、「『経済の発展・衰退・再生に関する研究会』報告書 第6章 スイス」
- 内閣府、「令和5年版高齢社会白書」
- WIP ジャパン株式会社、『内閣府 平成 26 年度委託調査 教育と職業・雇用の連結に係る仕組みに 関する国際比較についての調査研究』、2015 年 3 月
- ZHAW ビジネススクール(ZHAW School of Management and Law)、ザンクトガレン大学 (University of St.Gallen), "Swiss Payment Monitor"
- MLL Meyerlustenberger Lachenal Froriep AG, "Fintech 2023: Switzerland"(Chambers and Partners ウェブサイト掲載)
- ルツェルン大学スイス経済政策研究所(IWP), Swiss Inequality Database
- チューリッヒ工科大学 KOF スイス経済研究所、Neue Zürcher Zeitung, "The Economists Survey"
- Top-bank.ch. (スイスの銀行に関する情報ウェブサイト)
- Alliance Magazine (フィランソロピー関連オンライン雑誌)
- スイス放送協会

【郵政公社・郵貯等 HP】

- Swiss Post (スイスポスト)
- PostFinance (ポストフィナンス)

【民間金融機関等 HP】

- UBS グループ
- クレディ・スイス・グループ
- ライファイゼン・スイス
- チューリッヒ州立銀行(ZKB)
- SEBA (フィンテック企業)
- TWINT (支払いアプリ開発・運営会社)
- Swiss Capacity Building Facility(金融包摂に関する官民連携組織)
- Blur Orchard(投資運用会社)
- Symbiotics (投資運用会社)
- Fokus Bern (ベルン州の起業家イニシアティブ)